

議事日程第三号
平成三十年二月二十一日(水曜日)

午前十時開議
第一、一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#####

午前十時開議

本日の出席議員

四十名

一	薄井司	二	加賀屋千鶴子
三	吉方清彦	四	石川徹
五	佐々木雄太	六	杉本俊比古
七	鈴木健太	八	佐藤信喜
九	加藤麻里	十	佐藤正一郎
十一	三浦茂人	十二	小原正晃
十三	沼谷純	十四	今川雄策
十五	鈴木雄大	十六	高橋武浩
十七	平山晴彦	十八	石川ひとみ
十九	東海林洋	二十	渡部英治
二十一	菅原博文	二十二	佐藤雄孝
二十三	北林丈正	二十四	竹下博英
二十五	原幸子	二十七	田口聡
二十九	三浦英一	三十	土谷勝悦
三十一	工藤嘉範	三十二	近藤健一郎
三十三	加藤鉦一	三十四	佐藤賢一郎
三十五	小松隆明	三十七	柴田正敏

三十八番	大関衛	三十九番	川口一
四十番	小田美恵子	四十一番	鶴田有司
四十二番	鈴木洋一	四十三番	北林康司
二十八番	石田寛	一名	

出席議員 四十名

一	薄井司	二	加賀屋千鶴子
三	吉方清彦	四	石川徹
五	佐々木雄太	六	杉本俊比古
七	鈴木健太	八	佐藤信喜
九	加藤麻里	十	佐藤正一郎
十一	三浦茂人	十二	小原正晃
十三	沼谷純	十四	今川雄策
十五	鈴木雄大	十六	高橋武浩
十七	平山晴彦	十八	石川ひとみ
十九	東海林洋	二十	渡部英治
二十一	菅原博文	二十二	佐藤雄孝
二十三	北林丈正	二十四	竹下博英
二十五	原幸子	二十七	田口聡
二十九	三浦英一	三十	土谷勝悦
三十一	工藤嘉範	三十二	近藤健一郎
三十三	加藤鉦一	三十四	佐藤賢一郎
三十五	小松隆明	三十七	柴田正敏
三十八	大関衛	三十九	川口一
四十	小田美恵子	四十一	鶴田有司
四十二	鈴木洋一	四十三	北林康司

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	佐竹敬久
副知事	堀井啓一
副知事	中島英史
観光文化スポーツ部理事	前川浩
総務部長	島崎正実
総務部危機管理監(兼)広報監	鎌田雅人
企画振興部長	佐々木司
あきた未来創造部長	妹尾明
観光文化スポーツ部長	草薙作博
健康福祉部長	保坂学
生活環境部長	田中昌子
農林水産部長	佐藤博
産業労働部長	水澤聡
建設部長	柴田公博
会計管理者(兼)出納局長	佐藤満
総務部次長	名越一郎
財政課長	神部秀行

教育委員会教育長 米田 進

警察本部長 森末 治

#####

●議長(鶴田有司議員) これより本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

本日は、三十九番川口一議員、三十番土谷勝悦議員、三十五番小松隆明議員、一番薄井司議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(鶴田有司議員) 御異議ないものと認めます。まず、三十九番川口議員の発言を許します。

【三十九番(川口一議員)登壇】(拍手)

●三十九番(川口一議員) おはようございます。自由民主党の川口一です。顧みますれば、私たちは、多くの先人たちの御努力、御尽力によってつくられた、このすばらしいふるさと秋田県を継承をさせていただいておるわけでございます。そして、何よりもふるさとを愛する気持ち、愛郷心を学ばせていただいております。これから先、この愛する我がふるさとを、ますます輝かせ、潤いと活力のあるすばらしい県土、地域にすることが、私たちに課せられた大きな責務ではないでしょうか。今後とも皆様方の御指導を仰ぎながら、県勢発展のために一生懸命努力してまいりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、質問に入ります。

はじめに、知事の政治姿勢について伺います。

知事はこれまで、本県の人口問題に苦心してこられ、人口減少に歯止めをかけるためには、秋田で暮らせる若者を増やすため、雇用を生み出す産業の振興を最重要視していると私は受けとめております。現在、国では、全ての都道府県で有効求人倍率が一倍を超えていることなどを挙

げ、長期にわたる景気回復期にあるとしております。しかし、確かに有効求人倍率は全国的に高率となっておりますが、これは、生産年齢層の減少、労働者不足によるところが大きいと考えられ、「しごと」と「ひと」の首都圏から地方への環流が生まれている実感はなく、本県経済も復調傾向にあるというものの、持続的な雇用を生み出すような景気の力強さは感じられません。本県は依然として全国で最も人口減少が進んでおり、高齢層が増加する一方で生産年齢人口の社会減がとまらず、それがひいては出生数の減少につながる連鎖が続いております。近年、国においても、急速に進む少子高齢化を国難ともいふべき最大の課題として取り上げておりますが、日本人全体の出生数の減少についてはともかく、地方にとっては、むしろ大都市圏への若者の流出による人口減の是正こそが最大事であると思いません。

知事は、「社会減を半減させる」という強い意思とメッセージを示されております。私も、人口問題については、出生率の向上などにも必要ではあるものの、早期の効果発現が期待できる対策としては、社会減の改善に力を入れることが重要かつ急務であると考えます。特に、産業の蓄積や財政資源が乏しい本県は、他県に増して、あらゆる産業における成長分野に集中投資をして、若者に対し継続して安定した雇用の場を提供すること、賃金、福利厚生などの面でのおくれを改善し、魅力を打ち出していくことが必要ではないでしょうか。

目下、あらゆる分野で起きているIoTやAIの進展による第四次産業革命は、イノベーションのスピードがすさまじく早く、働き方や生産現場を革新するだけでなく、消費・生活行動にも大きな影響を与え、サービスのあり方も変えていくと言われております。ICT等の技術を活用した新たな産業化や、農業を含む既存産業への応用のほか、人口減少社会の地域課題の解決に向けた活用も考えていかなければなりません。また、インターネットのバーチャルな世界に広がる、立地や資本・生産設備の規模、従業員数や宣伝費の大きさなどに全く影響されない、地球

を舞台とした巨大ビジネスチャンスをつ捉え、郷里にしながら時間や空間を超えて世界を相手に活躍できる、新たなタイプの地域企業を創造することにも取り組むべきと思えます。そして、地域の将来について不安と希望を抱き、自ら積極的にいかかわっていく若者が活躍できるような受け入れ環境づくりが本県で進むならば、将来にわたって人材流出を食い止めることができると思えます。

知事には、本県の社会減をできる限り改善してほしいと考えますが、第三期プランを実行する四年間、どのような決意で取り組まれるのか、お聞かせください。

また、各地域の社会減問題と将来性についてはどうでしょうか。地域にクローズアップしてみますと、本県で最も産業や高等教育機関の集積がある秋田市でさえ人口流出が起きている現実を見ると、全県では社会減の歯どめに効果を得られたとしても、地域レベルでは相当な格差が生じているのではないかと危惧しております。

地域に恒産なくして若者は定着できず、担い手のいない地域社会は維持できません。知事の提唱する「高質な田舎」実現に向けて、社会減対策において、各地域の「持続可能な」将来とそれに至る道筋をどう描くのか、お伺いをします。

次に、農林業の振興について伺います。

はじめに、秋田牛の生産拡大方針についてであります。

知事はこれまで、本県農業の積年の課題であった米依存からの脱却を進めるため、園芸メガ団地や大規模畜産団地の全県展開などにより、戦略作物の生産拡大を重点的・集中的に推進をしてまいりました。このような取り組みの結果、平成二十八年の本県の農業産出額を見ると、米以外の産出額がここ二十年で最高の八百億円に達するなど、成果が数字としてあらわれてきております。とりわけ畜産については、前年を十二億円上回る三百六十四億円となっており、戦略部門の稼ぎ頭として本県の

複合化を牽引していると言ってもよいのではないのでしょうか。

私は、本県の畜産が奮闘している背景には、三つの出来事があると分析しております。一つ目は、統合家畜市場のオープンで、全県域を対象とする畜産振興の拠点ができたこと。二つ目は、平成二十四年に長崎で開催された全国和牛能力共進会で、義平福が全国第二位を獲得をし、本県の畜産業界がこれまでにない盛り上がりを見せしてきたこと。そして三つ目は、平成二十六年十月の秋田牛のデビューにより、オール秋田での生産流通体系が確立したことであります。中でも、秋田牛については、知事自らのトップセールスによって、首都圏の量販店グループや関西の老舗百貨店などの新たな販路を開拓したほか、タイや台湾において、和牛ブームも追い風になり、現地での評価は上々で、今後ますます需要拡大が期待をされていると聞いております。

このように、国内外で秋田牛を求める声が高まっている中で、さらなるブランド力向上を図るために、顧客からのオーダーに確実に応えていくことが何よりも重要であり、この機を捉えて一層の生産拡大を進める必要があると考えております。需要の拡大に対応できる供給力を確保するため、生産基盤をどのように強化をしていくのか、具体的な方策についてお伺いをします。

次に、森林の整備・保全の推進についてであります。

本県の豊かな森林は、日本三大美林の一つとして知られ、秋田杉を中心に古くから地域の経済活動や雇用の場であるとともに、国土の保全や水源かん養などの公益的機能を果たすことで、地域の人々の安心や生活に寄与してきました。さらに、県の木である秋田杉は、昭和四十年代には年間一萬ヘクタールの造林運動が展開をされ、先人のたゆまぬ努力で、現在、全国一の資源量を誇るまでに成長をし、今まさに利用期を迎えています。

かつて六十四万立方メートルまでに落ち込んでいた素材生産量も、平成二十八年には百二十九万立方メートルまでに達するなど順調に伸びて

いることを踏まえれば、林業にも明るい兆しが見えてきたと言えるのではないのでしょうか。しかしながら、本県には、まだまだ成長の過程にある森林も多く、引き続き間伐をはじめとした整備が必要と思われまふ。とりわけ、昨年の豪雨が県土に甚大な被害を与えた状況を目の当たりにして、改めて土砂災害の防止に係る森林の役割が大きいことを再認識をいたしました。

森林が将来にわたって地域の産業や生活に密着したもので、健全な形で次世代に引き継いでいかなければならないものであり、今後とも積極的な整備・保全に取り組んでいくべきものと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、森林環境税を活用した森林整備の推進について伺います。

国では、二〇二〇年度及び二〇二〇年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策に関する安定的な財源を確保する制度の検討を進め、県議会としても森林環境税の早期の創設について、国へ要望をしてきたところであります。このような中、昨年十二月、森林環境税の創設が盛り込まれた平成三十年税制改正大綱が閣議決定をされ、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合うことよって、温室効果ガス吸収源等としての重要な役割を担う森林整備が実施されることになりました。豊かな森林を有する本県において、市町村が主体となった間伐等の森林整備がさらに促進されると大いに期待をしているところであります。

森林環境税の徴収は平成三十六年度からですが、税の対象となる事業は平成三十一年度から実施することになっておりますが、市町村がこれまで以上に森林整備について積極的な役割を果たすことになるため、その実施体制など課題も多くあるものと認識しております。森林環境税を負担をする国民・県民の期待に応え、その目的の達成に向けて、県と市町村が連携をし、求められている取り組みを着実かつ効果的に進める必要があると考えますが、知事の御所見をお伺いをします。

次に、中国甘肅省との林業技術交流について伺います。

本県と中国甘肅省との交流については、昭和五十七年の友好提携の締結以来、同省における遺跡の合同発掘、医療や農業などの技術交流をはじめとする幅広い分野において、長きにわたり交流を積み重ねてきております。私は、昨年七月に「秋田県森林林業林産業活性化推進議員の会」の一員として蘭州市を訪問し、緑化植林事業の取り組みを視察してきました。甘肅省は雨が少なく乾燥していることに加え、水資源の浪費、森林の過度の伐採などにより砂漠化が進んでおり、特に蘭州市郊外の山地は、まさに不毛の地という状態であります。雨が集中する六月ごろは、洪水や土砂の流出により農業生産は大きな打撃を受け、住民生活も脅かされており、都市の発展を阻害する大きな要因ともなっており、甘肅省が進めている緑化植林技術の取り組みについて、交流の一環として、本県でもっと技術面での支援ができないものかと改めて考えさせられました。現在、甘肅省は、本県との林業に関する技術交流に関心があると聞いておりますが、今後の交流の見通しについてお聞かせください。

次に、事業承継について伺います。

昨年末、秋田市に本社を置き、全国展開する外食チェーン企業が、鹿角市にある日本酒製造会社を完全子会社化したとの発表がありました。この酒造会社は、明治五年創業の蔵元を前身とする地域の有力企業でもあります。後継者がおらず存続が危ぶまれておりました。危機感を持った経営者が「秋田県事業引継ぎ支援センター」に相談をしたところ、地元金融機関の仲介等を経て、ついにM&Aにより経営の継続が可能となったものであります。

我が国の中小企業経営者の平均年齢は、約六十歳と高齢化し、大量交代時期が迫っており、事業承継は大きな問題となっております。秋田経済研究所が今月公表した県内企業アンケート調査では、経営者の約半数が「後継者が未定」、そのうち半数以上が「適当な後継者が見つからない」と回答しております。このような事情を反映し、秋田県事業引継

ぎ支援センターに寄せられる年間の相談件数は、東京、大阪に次ぎ全国第三位で、昨年十月時点で累計一千件を超えておりますが、事業承継に結びついたのは四十件に満たず、取り組みの成果がまだ十分に出ておりません。

経営者の高齢化が顕著である本県において、地域の雇用の確保や活性化のためにも、中小企業の事業承継は喫緊の課題でもあります。知事は、中小企業の事業承継をどのように進めていくのか、そのお考えをお聞かせください。

次に、県北地域の観光について伺います。

はじめに、十和田湖観光の活性化についてであります。

平成二十八年七月に、十和田八幡平国立公園が環境省の「国立公園満喫プロジェクト」のモデル地域として選定をされたことは、県北地域に生活をする私たちにとって大きな喜びでもあり、なれ親しんでいる十和田八幡平のポテンシャルを改めて実感することができたニュースでもありました。世界水準のナショナルパークとしてのブランド化を目指した取り組みには、大きな期待をしているところでもあります。

そこで、当該プロジェクトの具体的な取り組みとそのロードマップとなっている「十和田八幡平国立公園ステップアッププログラム二〇二〇」において、県の取り組み状況をお伺いをします。

また、当該プログラムには、秋田県側の玄関口である和井内地区において、湖畔近くにあったホテル跡地を活用した「道の駅機能を有した観光案内施設の整備」が盛り込まれておりますし、現在、小坂町では基本計画を策定中であると伺っております。このエリアには、地域団体商標を取得した「十和田湖ひめマス」のふ化場もあり、秋には湖からふ化場への水路をヒメマスが遡上する姿も見られるなど、ヒメマスの食を含め、丸ごと観光資源として活用できると考えております。こうした本県側への誘客に向けた十和田湖観光の活性化策について、知事の御所見をお伺いをします。

次に、大館能代空港への国際チャーター便の誘致についてであります。この三月二十一日には「鷹巣ICから大館能代空港IC」間が開通する見込みとなっており、いよいよ大館能代空港が小坂ジャンクションで東北自動車道に直結をします。県北地域の高速交通ネットワークが有機的に結ばれることにより、物流・交流が増大をし、地域発展へとつながる期待が大きく膨らんでいるところでもあり、特に、首都圏からの空の玄関口になる大館能代空港のすぐ目の前にインターチェンジがあるという高い利便性を武器とした、観光客の拡大を図るチャンスでもあると考えます。

今年度における台湾からの秋田空港への国際チャーター便は、過去最高の百二十便となることであり、定期路線化への期待も高まっているようでもあります。台湾に対するインバウンド誘致活動では、知事自らトップセールスで現地に赴くなど、相当に力を入れて取り組んでいたにしておりますが、インまたアウトの利用空港全てが秋田空港となつているところでもあり、県北地域として考えますと、一部の便のみでも大館能代空港を活用していただければ大変ありがたいと思つているところでもあります。相手があることですからすぐに実現できるものではないことは承知しておりますが、十和田湖を訪れる台湾からの旅行者も季節を問わず増加をしております、外国人の誘客を強化するナショナルパークとしての整備も行われていることから、長期的な視点に立った取り組みの方向性をお示ししていただきたいと思います。

次に、鹿角小坂地区の高等学校の統合について伺います。

少子化による生徒数の減少を見込み、平成二十八年三月に策定された第七次秋田県高等学校総合整備計画では、鹿角・小坂地区の全体の教育力を高めるため、花輪高校、十和田高校、小坂高校の三校を統合をし、新たな学校を設置する方針が打ち出されました。学校については、将来の子供たちのために充実した教育環境を整えていくことが最も大切であり、統合の早期実現を目指してもらいたいと考えております。その際、

これからの社会の変化や地域の実情を踏まえながら、目指す学校像や、どのような人材を育成するのかという学校のコンセプトも重要であり、具体的な構想を検討していく必要があります。ぜひ、統合校では三校のよき伝統を引き継ぎ、今までの特色を生かした、さらなる発展をしていく学校とするともに、地域産業を支える人材を育成する学校であつてもらいたいと考えております。

統合の具体的な構想の策定に当たっては、地域の方々の様々な御意見を伺いながら検討を進めてもらいたいと考えていたところ、三校の同窓会やPTAの方々からなる協議会が立ち上がったと聞いております。そこで、この協議会の進捗状況と今後の進め方についてお聞かせください。さらに、統合校の学科やコースの設置に当たっては、地域産業や生徒の将来を見据えた特色のある学科として、地元の意向を十分に汲み入れてもらいたいと考えております。現在、小坂高校には環境技術科があり、その役割も大変重要であると考えますが、統合高校ではどのような学科を設置するのか、開校に向けてどのように進めていくのか、教育長にお伺いをします。

次に、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録について伺いをします。

昨年は、二月に県議会の皆様の参加を得て世界遺産登録推進議員連帯を設立することができました。また、七月には鹿角市・北秋田市の市議会議員連盟の方々とともに、本県の構成資産である大湯環状列石、伊勢堂岱遺跡の視察も実施することができました。その際、縄文文化は、自然と人間が共生をし、狩猟、採集、漁労を生業の基盤として、一万年以上もの長きにわたり営まれた、世界史上、例を見ない先史文化であることや、農耕に依存することに伴う自然の改変がなかったという点で、世界の他の先史文化と違う大きな特徴があることから、改めて現在に生きる私たちに縄文遺跡群を未来に引き継ぐ責任があることを感じたところでもあります。その点でも、五度目の挑戦となった昨年七月末の文化審

議会における推薦見送りという結果は、大変残念なことでもありました。

しかしながら、四道県では、結果発表翌日には今後の進め方について文化庁と協議をし、新たなプロジェクトチームを設置して対応を検討することとしたと聞いております。その後、九月には、北秋田市の市民有志からなる実行委員会が「縄文まつり」を開催しておりますが、その中で、市の合唱グループのコンサートが行われるなど、市民全体一体となった機運の醸成が図られておりますし、十一月には小・中学校のボランティアが活動をし、報告をした「伊勢堂岱ジュニアシンポジウム」も開催されております。また、鹿角市では、地元有志による実行委員会での主催で、十和田中学校の生徒の協力を得ながら「ストーンサークル縄文祭」が八月に開催されたほか、十一月には文化庁の調査官を招き、縄文シンポジウム「大湯環状列石を語る」会が開催をされ、遺跡の内容や価値を再確認をしました。

大湯環状列石では、毎年春には鹿角市植樹祭が行われ、ブナやトチ、クリなどを植え、育てることで縄文の森を整備しておりますし、環状列石のクリーンアップイベントや実物資料を用いた体験学習講座が準備されて県北部の学校に広く案内するなど、地元では世界遺産登録を目指す活動が着実に続けられております。また、鹿角市には、ユネスコ無形文化遺産に登録をされた大日堂舞楽や花輪祭の屋台行事があります。縄文遺跡群の世界文化遺産への登録は、その価値が認められることの喜びはもちろんです。無形文化遺産とともに、交流人口の拡大や地域の活性化につながるものと考えますので、地元として早期の実現を期待しております。年の改まった正月の新聞では、今年の推薦で競合するとみられる「金を中心とした佐渡鉱山の遺産群」よりも、我が縄文遺跡群を有力視する意見があるとの報道に触れ、いよいよ今年こそはとの思いを強くしたところでもあります。

そこで、再度、遺跡群の世界遺産登録に向けた教育長の意気込みをお伺いをします。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。
(拍手)

●議長（鶴田有司議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。川口議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、私の政治姿勢についてであります。

本県の人口減少については、高齢化による自然減という歴史的側面はあるものの、現在進行系としては就職・進学などによる若者の首都圏等への流出が大きな要因であり、将来の自然動態にも影響を与える若者の社会減に歯どめをかけることが、まず第一に取り組むべき課題であると考えております。このため、第三期ふるさと秋田元気創造プランにおいても、六つの重点戦略のトップに「秋田の未来につながるふるさと定着回帰戦略」を位置づけるとともに、その施策の最初に「社会減の抑制に向けた雇用の場の創出、人材育成・確保」を掲げ、社会減対策に積極的に取り組むこととしております。

現在の人口構成から、当面の人口減少は避けられない状況ではあります。例えば、農林水産業では、意欲ある若者の就農を呼び込む複合経営の取り組みが軌道に乗りつつあることに加え、秋田林業大学校での即戦力人材の育成が着実に進んできております。また、製造業では、EVなど次世代自動車の生産拡大を見据え、電子関連産業に大きな可能性が生じてきているとともに、輸送機関連の有力企業を誘致したほか、観光分野では、新たな誘客コンテンツによる交流人口が拡大するなど、明るい兆しも見えてきております。このような積極的な産業振興策により、質の高い雇用環境を創出するとともに、若者の定着・回帰と移住の促進を図る社会減対策を一層推進し、ふるさと秋田をしっかりと次世代に引き継いでいけるよう、強い気持ちで臨む決意であります。

県内の各地域における社会減の具体的な対策については、まずは各市

町村が定めた地域版総合戦略等に基づき行われるべきものでありますが、県外転出超過という実態は、県及び市町村の共通の課題であることから、各地域の状況を把握し、持続可能な地域づくりを進めるといった視点が重要であります。このため、今年度から新たに、アンケート調査結果等をもとに、地域課題や住民ニーズを踏まえ、その解決に向けた方策の検討を行っているところであり、これらをベースに、来年度において、地域住民との意見交換を行いながら、持続可能な地域づくり計画を地域振興局単位で取りまとめ、課題解決に向けた処方せんを明らかにすることにいたしております。

次に、農林業の振興について、秋田牛の生産拡大方針でございます。

秋田牛ブランドを確かなものにするためには、秋田牛に対する消費者や実需者のニーズを高めるとともに、そのニーズに確実に応えていくことが重要であり、認知度向上と出荷ロットの拡大に向けた対策をセットで進めているところであります。

認知度向上に向けては、私自ら、秋田牛ブランド推進協議会の会長として先頭に立ちPRに努めてきたほか、量販店でのフェアの開催や飲食店におけるメニュー化の支援等により、首都圏を中心に多くの受注があるだけではなく、海外においても、秋田牛専門焼き肉店などが開店しているタイに加え、最近では台湾からも、日本からの肉類輸入解禁後直ちにオファーがあるなど、秋田牛ブランドは着実に浸透してきていると感じております。

また、出荷ロットの拡大については、引き続き、夢プラン事業や肥育牛預託制度の無利子化等により繁殖・肥育双方の増頭を図るとともに、今後は、旺盛な拡大意欲を示している若い担い手等の取り組みを積極的に支援し、秋田牛の生産基盤の強化につなげてまいりたいと考えております。具体的には、畜産クラスター事業等を活用し施設整備を支援するとともに、長引く子牛価格の高騰が素牛導入の阻害要因になっていることから、こうした大規模畜舎の建設に伴う素牛導入に対し新たな助成措

置を講じ、計画的かつ確実に規模が拡大されるサポートをしてまいります。

県としましては、肉用牛のさらなる振興を複合型生産構造への転換の牽引役と位置づけ、農家の生産意欲を喚起しながら、大規模な肉用牛団地の全県展開を柱に、増大する秋田牛の需要にしっかりと対応できる供給体制を構築してまいります。

次に、森林の整備・保全の推進でございます。

森林の有する水源のかん養や県土の保全、地球温暖化防止などの様々な機能を高度に発揮するためには、間伐や治山対策等により森林を適切に保全することが重要であり、三期プランにおいても重点的に取り組むことにしております。とりわけ、本県のスギ人工林の約八割で間伐が必要であることから、森林施業の集約化や高性能林業機械の導入、路網の整備を積極的に進め、効率的かつ着実に間伐を実施してまいります。

また、近年、豪雨などによる被害が大規模化する要因として、九州北部豪雨に見られるように、山腹崩壊に伴い大量の流木が発生し、下流に甚大な被害をもたらすことが指摘されており、被災地の早期復旧はもとより、被害の未然防止に向け、治山ダムを設置や危険木の除去等の治山事業に力を入れてまいりたいと考えております。

さらに、県内においてはナラ枯れ被害が拡大していることから、県民の生活圏に隣接する里山林などを中心に、防除対策や被害木の除去など、良好な景観の維持に向けた取り組みを進めてまいります。こうした森林整備の取り組みを積極的に推進し、全国に誇る緑豊かな森林資源を、次の世代へ確実に引き継いでまいります。

次に、森林環境税を活用した森林整備の推進でございます。森林環境税は、森林吸収源対策を着実に実施するための安定的かつ恒久的な財源となることから、全国有数の林業県である本県においても、かねてから創設を強く要望してきており、その実現によって、森林整備の一層の推進はもとより、県内の雇用創出にもつながるものと期待いた

しております。

この制度は、都市・地方を通じて国民が等しく税を負担し、市町村が主体となり、森林の間伐を適切に行うとともに、森林整備の担い手を確保する取り組み等に活用できるものとされております。しかしながら、自然条件が厳しく経済的に成り立つかなど、税事業の対象となる森林の特定には一定の時間を要することから、平成三十一年度の制度の運用開始に向けた準備期間が限られている状況にあります。また、市町村においては、森林所有者の意向の確認や、所有者から委ねられた森林の管理など、その役割が多岐にわたるものの、林業に精通する職員が不足し、実施体制の面で課題を抱えております。

このため、県といたしましては、市町村職員を対象とした研修の実施や、技術者を雇用する場合の人材情報の提供を行うなど、森林環境税による事業が円滑かつ着実に実行できますよう、市町村をしっかりとバックアップしてまいります。

次に、中国甘粛省との林業技術交流でございます。

平成二十五年度に、甘粛省との友好提携三十周年記念行事で本県交流団が訪問した際、甘粛省から研修生の受け入れや技術者の派遣などについて要望があり、その実現に向けて協議をいたしてまいりましたが、甘粛省側の事情により延期となっております。昨年七月に開催されました三十五周年記念行事を契機に、協議再開の意向が示され、先月には、甘粛省林業庁から協議の再開を打診する文書が届いたところであり、近日に再開に応じる旨、回答することにしております。また、今年中に公式訪問団が来県する予定と伺っており、その際に、技術交流の内容等を定めた覚書の調印を行いたいと考えております。

次に、事業承継でございます。

我が国の中小企業の多くが世代交代期を迎える中で、特に本県では、経営者の高齢化や後継者不足が顕在化してきており、事業継続が可能な優良企業が廃業や経営不安に陥いる事態は、大きな損失でもあります。

こうしたことから、県では、金融機関や商工団体などの関係機関からなる支援ネットワークを構築し、支援施策等の情報共有を図るほか、事業承継相談推進員が企業訪問等により啓発や掘り起こしを行うとともに、「事業引継ぎ支援センター」と連携し、円滑な事業承継を支援してきたところであり、国においても、本県の取り組みなどをモデルに、地域の関係機関による連携体制づくり等を進めてきましたが、今後十年間を集中支援実施期間と位置づけ、来年度から、事業承継税制の納税猶予制度を抜本的に見直し、大幅に拡充するとともに、地域での取り組みに対する支援事業を更に強化することとしております。

県といたしましては、これまでの取り組みに加え、事業の譲り受けを希望する県外在住者とのマッチングを支援するほか、商工団体と連携し、国の事業もフルに活用することにより、雇用の維持に貢献し、独自の技術・サービスなどを有する貴重な地域企業の事業承継を一層推進してまいります。

次に、県北地域の観光振興について、十和田湖観光の活性化でございます。

現在、環境省、北東北三県及び地元市町村等において、ステップアッププログラムに基づき、ソフト・ハードの両面から十和田八幡平地区の総合的なインバウンド誘客対策に一体となって取り組んでおります。本県では、来訪者の快適性を高めるため、秋田焼山避難小屋の改築や歩道の再整備に加え、自然公園をPRするための多言語マップの作成を行ったほか、十和田湖周辺においては、発荷峠多言語案内板の設置や西湖畔遊歩道の整備、紫明亭展望台の改修、休平公衆トイレの修繕などを実施してまいったところであります。また、ゴムボートで湖を楽しむツアーや、その周辺に点在する滝をめぐるコースなど、地域の特色ある観光コンテンツを体験型プログラムとして整備を進めており、来年度も、発荷峠公衆トイレや西湖畔遊歩道の整備などを行うほか、二次アクセスの利便性の向上や、旅行商品の造成促進等に取り組んでまいります。

今後、和井内地区がヒメマスのふ化場を含めて整備されることは、本県にとって重要な観光地である十和田湖全体の魅力向上に寄与するものであり、引き続きステツプアッププログラムを推進し、自然や食など、地域ならではの魅力ある資源の付加価値を高めながら、観光客の視点に立ち、受け入れ態勢の整備促進を図ってまいります。

次に、大館能代空港への国際チャーター便の誘致についてであります。大館能代空港については、来月、大館能代空港インターチェンジが供用されることになり、岩手県北部や青森県弘前市を中心とする南津軽エリアが、約一時間のアクセス圏内に入るなど、交通の利便性が向上してきております。また、昨年には、国内外からさらなる観光誘客を図るため、函館・津軽・秋田広域観光推進協議会が設立されたほか、弘前市が大館能代空港利用促進協議会に参加の意向を示すなど、同空港を中心とした広域的な誘客の態勢づくりが進んできております。こうしたことから、同空港は、本県や青森、岩手はもとより、外国人旅行者に人気の高い函館にも及ぶ広域観光の拠点空港として、大きな発展の可能性を有していると考えております。

大館能代空港発着の国際チャーター便は、平成二十三年の台湾からの便を最後に運航されておりますが、将来的な誘致に向け、海外の航空公司や旅行会社に対し、地元市町村や他県との連携を図りながら、魅力ある観光資源や交通アクセスの利便性等を、これまで以上に積極的にPRしてまいります。

私からは以上でございます。

【教育委員会教育長（米田進君）登壇】

●教育委員会教育長（米田進君） 川口議員からご質問のありました、鹿角小坂地区高等学校の統合についてお答えいたします。

県教育委員会では、少子化が進む中にも、高校生の多様で豊かな学びを支えながら教育環境の維持向上を図り、地域の活性化に貢献できる人材の育成を一層進めるため、統合等再編整備を推進してまいりた

いと考えております。

鹿角小坂地区におきましては、花輪高校、十和田高校、小坂高校の三校を統合し、新たな魅力ある学校を設置する予定であります。統合校の設置に当たっては、教育環境の整備や学科構成、校舎の設置場所など統合校のあり方について協議や検討を進めるため、昨年十二月に協議会を立ち上げております。協議会の委員は、三校の同窓会やPTAなどの学校関係者をはじめ、教育行政、産業団体などの代表者二十名で構成しており、地域の方々の御意見を広く伺いながら協議を進めているところであります。

これまでの二回の協議会では、それぞれの立場から地域の発展を願った建設的な御意見を多数いただいております。この後、さらに二回の協議会を開催し、今年度中には報告書を提出していただくこととしております。また、学科やコースにつきましては、産業系も含め、地域の中学生の志望動向、地域産業、卒業後の進路の見通し等を十分に踏まえた上で、総合的に検討してまいります。

今後は、協議会の報告書やこれまでの市・町からの要望など、地域の思いに配慮した基本構想の策定に入りたいと考えております。未来の高校生のために充実した教育環境を整え、魅力ある学校づくりを目指して、統合の早期実現に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録についてであります。昨年七月の推薦見送りの決定を受け、四道県では、関係市町を加えたプロジェクトチームを立ち上げ、国内推薦決定の鍵となる推薦書素案の再検討を進めているところであります。現在までに四回の検討を重ねており、今年の三月末の提出期限に向けて、素案の見直しや修正を進めていくこととしております。

また、昨年の十一月には、四道県の知事をはじめとした関係者の出席のもと、第五回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部会議を開催し、各自治体が一丸となり、早期の登録実現に向けた取り組みを推進していくこと

死亡事故も二年連続で発生しておりますが、有効な解決策をまだ見出せていないものと思ひ、私の経験を踏まえて、熊に関する事について質問いたします。

私は、昭和四十九年に猟銃所持許可免許試験を受けて合格してから十四年間、猟友会の一員として、狩猟、有害駆除、標的射撃をしております。私が狩猟を始めるきっかけとなったのは、転作田に作付したスイカがカラスの被害を受けたことであります。収穫間際のスイカがカラスに食べられ、収量や収益が減少し、泣くに泣けない状況でありました。相手には翼があり、そのときの私には手も足も出ない状況で、大変悔しい思いをいたしました。その思いから、農作物を守るため、そのことは、自分のスイカだけでなく、仲間のスイカ、スイカ部会全体のスイカをカラスの被害から守ることにつながると思ひ、猟友会の一員となりました。それ以来、野山へ出かけて、カモ、キジ、ヤマドリ、ウサギなどの狩猟カラスなどの有害駆除、そして事故違反防止のための標的射撃などで腕を磨きました。そして現在に至っております。秋田県猟友会の一員として、また議員という立場で、難解である熊対策について私の思いを述べ、そして県の対策について伺いたいと思ひます。

はじめに、ツキノワグマの生息数について伺います。ツキノワグマに関しては、新聞、テレビ、ラジオなどで、冬眠の前には毎日のように報道されておりました。秋田県内の野生動物の中では最大の野獣であり、死亡例も含め、人的被害が一番多い動物であると言えます。私も山菜採りが趣味で、よく山へ行きますが、突然の出会いがあったとしたらどうすべきかとよく考えます。昨年の暮れより、秋田魁新報社がツキノワグマ関連の特集記事を掲載しております。熊の現状や危険など、様々な方向から見た、大変内容のある記事であると感じております。

県では、ツキノワグマの県内の生息頭数について、約一千頭前後で推移していると推定しており、また、そのような水準を維持する管理計画

を策定しておりました。昨年春の時点でも、一千十三頭の熊の生息数を推定していたはずですが、しかし、今年度の捕獲頭数は八百二十四頭で、推定数からすると約八割近くの熊が県内にいなくなったことになり、絶滅の危機を迎えることとなります。しかし、県の担当者や専門家は、それほどに熊が駆除されても、実際の生息数は推定を大きく上回るの見方であり、熊の推定生息域を従来の一・五倍に広げています。また、県は、昨年十月に熊の管理計画の見直し案をまとめていますが、二〇〇九年度以降継続してきた熊の狩猟を自粛する保護政策をやめて、五十八頭を上限として九年ぶりに熊猟を解禁しております。これまでの経緯を見ると、推定頭数と実数の差が余りにも過ぎます。また、しっかりと実数に近い生息数を把握せずに、狩猟解禁に踏み切ることが妥当なのかも疑問を感じます。

県では、二〇〇二年度以降、五年区切りでツキノワグマの管理計画を策定しております。管理計画は、ツキノワグマの安定的な維持に配慮しながら、被害対策を効果的に推進するための総合的な施策を定めるものであります。ここ数年の人身被害の発生や県民が感じる恐怖心を思えば、正確性に疑問の残る生息数調査に基づく管理計画では、県民の不安は解消できません。県では、ツキノワグマの生息数について、どのような調査を行い、その信頼性をどのように評価して計画を策定しているのか伺います。

私の先輩でベテランの猟友会の方からお話を伺うと、奥羽山脈沿いだけでなく、出羽丘陵など比較的起伏の少ない山にも熊が見えるとのことであり、今までの調査では、県内の熊の生息数全てを確認することができないのではないのでしょうか。そして、その調査が形骸化することが一番心配されます。

県では、新たな調査として、県と県立大が共同で百台余りのカメラを三年かけて県内各地に順に設置し、目視による頭数確認も並行して行い、双方のデータを統合して、新たな推定値を算出することにしております。

確かに、科学的な手法に基づく近代的な生息数の調査も必要とは考えますが、有害駆除などでこれだけの熊が殺処分され、また、熊に襲われる人が発生する状況を見たときに、県として余りにもスピード感がないように感じます。近代的な生息調査と同時に、実際に山を駆けめぐっている猟友会全体に調査を依頼すべきと考えます。猟友会の皆さんは、狩猟だけでなく、春から秋にかけて山菜採りなどで山中に分け入る人が多数おります。熊の縄張りの主張である木の爪跡や、山菜を食べた跡など、熊の生息の痕跡を見つけるには、ベテランの方からの情報収集が必要だと思います。私は、猟友会の皆さんは、秋田県の自然を守る「守り人」であると思っております。誰しも、むやみに無理な殺傷を望んではないと思います。

いずれにしても、県内のツキノワグマの生息数を把握しなくては、取り返しのつかないことになると考えられます。全県の猟友会の皆さんの力を借りて、正確な実態調査をすべきと思いますが、知事の御見解を伺います。

次に、熊被害に対する県の組織体制について伺います。

熊に関する施策は、生活環境部の自然保護課で所管しております。熊の生息頭数の推計や有害駆除での捕獲頭数など、個体数の維持に関することは自然保護課の重要な役割だと思います。自然保護課のあり方として、動植物を保護して秋田県の自然界を守ることについては理解をします。しかしながら、名目上は有害駆除ではありませんが、ツキノワグマが昨年度には四百七十六頭、今年度には八百二十四頭捕獲され、殺処分されております。この仕事が自然保護課というのは、イメージ的に大変受け入れがたいものがあります。そしてこのことは、自然保護課がやるべき仕事ではないように思われます。

有害駆除など猟友会関係の実務的仕事は、各振興局の農林部が対応しております。有害駆除以外にも、狩猟免許や事故防止対策なども農林部が行っております。秋田県の自然の中で人間と熊との共存を図ることが

必要であると考えるならば、有害などで駆除した熊が何を食べていたのか、また、どのような行動範囲を取っていたのかなど、様々な観点から調査の必要性を感じます。現場を大切にすれば、猟友会とのかかわりの深い振興局農林部で、この難解な熊対策に取り組むべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、猟友会員の狩猟技術訓練について伺います。

猟友会の会員数は、ピーク時の一九七五年度に約八千人でしたが、現在は一千五百人まで減っています。また、六十歳以上の会員の割合は七割となり、有害駆除などへの出動も大変になってきております。ただ、県の猟友会員確保に向けた様々な対策のおかげで、今年度百八十八名が新規に免許を取得しております。新規の猟友会員が増えることで、将来に向けて猟友会としての狩猟や有害駆除などが継続でき、秋田県の自然を守ることも一役買うことになると思います。ただ、実際には、狩猟や有害駆除を行うには、様々なことを学ばなければなりません。私の場合は、近くにベテランの猟友会の方がおり、その方に弟子入りをして様々なことを学びました。その師匠と野山を駆けめぐりながら、狩猟で一番大事な安全狩猟に徹することや、そのためには、銃の取り扱いや矢先の確認、必要なとき以外は弾を込めない、銃の運搬のあり方など、その他についてもいろいろ指導を受けました。そして、動物や鳥の足跡を見て、どこに潜んでいるのか、何を考えているのかなど、五感以上の第六感まで働かせて狩猟をするのです。当然、腕前も上達しなければなりません。銃の肩づけ千回を毎日やれと、よく言われました。銃の腕前は、実際に撃つことでは上達しません。そして、そのための施設は射撃場しかありません。

これまで、議会の一般質問や総括審査などもたびたび質問が出ましたが、県立総合射撃場の再開について、今回、狩猟技術訓練施設への転用に向けた予算が提案されております。新たな猟友会員を一人前に育てなければ考えると、現在閉鎖中のクレー射撃場の一日も早い開放を望

むものであります。新規の猟友会員のみなならず、猟友会全体の訓練や事故防止対策の一環としても絶対に必要と考えます。県立総合射撃場の再開について、県のお考えを伺います。

次に、熊と人間社会とのすみ分けについて質問いたします。

私は猟友会に入ってから四十以上になりますが、どちらかと言えば平場や野山が猟場であり、ツキノワグマをターゲットにした狩猟はやっておりません。ただ、狩猟を通して自然や動植物に対する感覚が研ぎ澄まされ、野生のことがわかるようになります。野生動物との遭遇では、私が狩猟に行ったときも、山菜採りに行ったときも、基本的に野生動物は人の目から隠れようとしています。新雪が降って、真新しい雪の上に動物の足跡を見て、意外なところに潜んでいることに驚きを感じることもあります。ツキノワグマについても、本来であれば人の目につかないように生活する動物であると思います。通常であれば、人里や里山周辺で生活するのではなく、奥山での生活が普通で、はぐれ熊や発情したオス熊などが例外的に人里近くに来ることもある、そういう程度だと考えていました。しかし、ここ二年間の人里でのツキノワグマの目撃情報や有害駆除の件数は異常であります。根本的な原因を突きとめなくては、効果的な対策がとれないこととなります。

そこで、私なりに考えてみました。一つは、熊の目撃情報や有害駆除が増える前の年に、ブナなどの山奥の木の実が豊作で、それによって子熊の出産が順調だったものの、山の木の実が不作になり、餌を求めて里山へおりにきたと考えられること。また、里山周辺が昔と違って荒れており、それと同時に耕作放棄地が増え、熊も姿をくらしやすくなったこと。さらに、熊の食性は雑食であり、様々なものを食べていると思われませんが、人間の食するものが熊にとって最高のごちそうと感じているのかもしれない。熊との突発的な遭遇として、タケノコなどの山菜採りで夢中になり過ぎたり、前がよく見えないうところで出会い頭に襲われることがあります。ただ、さきにも述べましたが、元来、野生の熊は臆

病と思えるほどの慎重で、自ら危険を冒すようなことは余り考えられません。まして、子連れの熊がこれほど人間社会へ近づくのは、尋常ではありません。いまだかつて、秋田県の自然界の歴史の中で、このようなことが起こったことがあったでしょうか。

なぜ熊が集落近くまで現れるようになったのか、それも子連れの熊が恐れず姿を見せている、そのことに私は不思議な思いをしております。私の猟歴の中で考えられることは、狩猟を始めたころの昔の集落は、カヤぶきの家も多く、玄関先の土間は土のこぶができており、暖房は「薪ストーブ」や「囲炉裏」であり、今考えると大変趣がありました。昔は、家の構造や生活習慣から開けっぴろげで人の出入りも多かったのが、現在は家の戸締まりもしっかりしており、外の人影はめっきり少なくなつたように思います。また、集落は、歯が抜けたように人が住んでいる家も少なくなり、過疎化の寂しさを感じます。

確かに里山が昔と違って荒れたことも原因と思われませんが、昔と現在とを比べて見たときに、私は、集落に番犬として飼われていた犬の存在が大きく関与しているのではないかと思います。気がつけば、集落や人の周りに犬が少なくなつたように感じます。県の生活衛生課で調べていただきましたが、県内の犬の登録頭数の推移を見ると、平成十三年度は五万一千八百七十八頭でしたが、平成二十八年度では四万二千八百九十六頭と、八千九百八十二頭の減少となっております。また、日本ペットフード協会の資料で、犬種から集計される体格別の割合を見ると、平成二十三年は、大型犬五%、中型犬四%、小型犬六三・九%、不明二六・九%でしたが、平成二十八年度のデータでは、大型犬三・二%、中型犬三・一%、小型犬七二・五%、不明二一・三%となっております。このデータは全国のデータであり、大型犬・中型犬は減少しております。データや熊の出没地区の大型犬・中型犬の飼育状況はどうなっているのか、また、熊と犬との関係など詳しい調査の必要性を感じております。

私も、狩猟犬のセッターを、これまで数匹飼いました。犬は、人にとつて最も古い家畜と言われ、人によく懐く動物です。また、日本犬や外国犬など種類が多くあり、犬の聴覚は、人間の約四倍から十倍、あるいは十六倍もあると言われております。そして、嗅覚は、人間の数千倍から一億倍の匂いを感じると言われております。私は、その犬たちが、熊から集落を守り、人を守ってきたものと思います。昔は、日本犬の雑種など、様々な犬が集落にいました。その犬たちが熊へのバリアを形成していたのではないかと思います。現在は、室内で飼う小型の愛玩犬が多くなりました。外で飼う中型犬・大型犬は、徐々に少なくなってきました。私の考えでは、熊が苦手とする犬がいなくなることにより、熊のテリトリーが広がり、また、餌もあることにより集落や人の生活圏に近づいてきたものと思われれます。

近年の目撃例を見ると、臆病で慎重な子連れの熊が集落にこれほど近づいてくるには、何らかの垣根が取り除かれた状態であると考えられます。日本犬の祖先はオオカミとも言われています。今では人間の友達のような形でいますが、時には野性を感じるようなことが多々あります。狩猟で野山を歩いていると、突然、獲物の場所を示すポイントをして、相手の強さを感じ、尾を股の下に隠し、威嚇のためにうなり声を上げたときなど、ポイント先に本体がいなくても、恐らく熊かカモシカが直前までいた匂いを感じ取ったのではないかと思います。また、犬が夜半にオオカミのような遠ぼえをして、隣近所や遠くの犬が大合唱することがあり、「やめる」と言っても真剣にほえる姿は、夜の闇の中で、何らかの敵に対しての行動ではないかとも思います。人身被害や農作物、その他の被害防止のためにも、熊と犬との関連などの調査を県として検討できないものか伺います。

今まで、熊が余りにも人間社会に近づき過ぎたために、有害駆除などで対応してきたものと思います。ただ、今後は、英知を結集して熊を人間社会から遠ざけて、従来の奥山での生息となるよう努力すべきと考え

ますが、熊と人間社会とのすみ分けについて、知事のお考えを伺います。最後に、秋田県の自然環境について伺います。

県内の生活環境は、十年から二十年前と比べると格段によくなくなったと思います。国道、県道、市町村道などの道路整備、農村の基盤整備事業、公下水道や農業集落排水事業、合併浄化槽の設置、ごみの収集など、その他様々な施策で市街地や農村部の生活環境は飛躍的に改善されてきております。私の住んでいるところは農村部ですが、今では年間を通して蚊やハエなどをたまに見かけるぐらいで、払っても払っても食べ物に飛んでくるハエに閉口した昔をよく思い出します。ただ、農村全体を見渡すと、生活環境の改善の影響だけではないでしょうが、様々なことで自然界の変化を感じます。春になると、子育てのために飛んできていたツバメが異常に少なくなったこと、水田の上をすいすい飛ぶ姿が極端に見えなくなったこと、電線に並んでとまっているツバメをここ何年も見ておりません。カラスは増えたけど、スズメが随分減ったという話もよく聞きます。畑や田んぼにアマガエルは比較的多くおりますが、トノサマガエルを私はここ何年も見ておりません。少なくなったのか、あるいはいなくなったのか、病気という説もあります。生息環境が変わった、あるいは他の要因があるのかもしれませんが。

本県では、平成九年に「秋田県環境基本条例」を制定しており、その前文には、「環境を守ることが幸福につながることを深く認識し、県民すべての参加の下に人と自然が共存する豊かでうるおいのある環境を保全する」と記されております。また、条例に基づく「第二次秋田県環境基本計画」では、「豊かな水と緑」を将来に伝え残すことを目指し、自然と人との共存可能な社会の構築などの基本方針が定められております。先ほど述べたような環境の変化が、想定内なのか、想定外なのかはわかりませんが、いずれにしても、鳥やカエルなど多くの動植物とともにある豊かな秋田県の農村風景、その自然が変化を起しているのではないかと思います。調査の必要を感じます。

「第三期ふるさと秋田元気創造プラン」の案が示されました。人口減少対策など様々な課題も多く、その克服のための指針や重点戦略が示されており、その中で、将来の秋田の姿について、「高質な田舎を目指して」とあります。全国と比べて、秋田県の魅力とは一体何でしょうか。私は、まだまだ開発されていない自然豊かな大きな自然の残るこの秋田県こそが一つの財産であり、魅力ある田舎だと思っております。

「第三期プラン」として、攻めの姿勢も大切と思いますが、守りを固め、そして攻める、そういう姿勢でなければ、大事なものを失うことになりかねないと思います。先人が残してくれた秋田県のすばらしい豊かな自然を守っていくこと、そしてそれを後世の人に残すことが大切であると考えます。知事は、近年の本県の自然環境についてどのような思いを持っておられるか、お聞かせください。

これで私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。
(拍手)

●議長（鶴田有司議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君） 登壇】

●知事（佐竹敬久君） 土谷議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、ツキノワグマの被害対策についてであります。

その生息数でございますが、ツキノワグマは、西日本などにおいて絶滅のおそれのある地域個体群に選定されていることから、各地域の生息数を把握して、適切な保護管理を行う必要があるとされており、本県においては、絶滅危惧種に選定されていないものの、種の保存の観点から、推定生息数に基づき個体数管理を行っているところであります。一方、今年度、九年振りに行った狩猟自粛の解除については、最近の人身被害や人里への大量出没を踏まえ、環境省が示している地域個体群の維持水準である八百頭を下回らないよう頭数管理を行った上で、里山を主体に捕獲圧を加えるため、専門家からの意見を伺い実施したものであります。

こうした保護管理に必要な生息数の調査については、毎年、四月から五月にかけて地元猟友会の会員が奥山に入って、熊の個体数や足跡、ふんなどを目視により確認して推計する方法で実施しておりますが、熊が人間の気配に敏感なため、この方法による精度には限界があり、今年度からカメラを設置して撮影するカメラトラップ法も併せて導入しているところであり、カメラトラップ法による調査は、県立大学でのカメラの設置・回収や調査結果の専門的な解析に時間を要することから、全県域を単年度で実施することはできないものの、今年度の調査や目視調査の結果を踏まえた一定の推定生息数については、専門家の意見を踏まえながら、来月には公表したいと考えております。

また、来年度の目視調査については、生息域の実態に合わせたものにするため、猟友会等の意見も伺いながら、対象エリアを見直し、目撃情報が多くなっている里山周辺まで拡大することにしております。

熊は、一般的に行動範囲が十キロメートル四方と広いため、頭数の確認は難しいものの、その生息に精通した猟友会の協力のもと、捕獲した熊の大きさや性別、推定年齢などの個人情報も参考にしながら、引き続き生息数の把握に努めてまいります。

次に、県の組織体制でございます。

国では、熊を含む野生鳥獣行政について、環境省が鳥獣保護管理法に基づき、狩猟や個体数調整、生息環境管理、被害防除等の保護管理対策を総合的に行っております。また、農林水産業に係る野生鳥獣被害対策については、農林水産省が鳥獣被害防止特措法に基づき、環境省と連携を図りながら効果的に推進しております。

県は、こうした国の所管に合わせて、野生鳥獣の保護管理行政全般については生活環境部が、農林被害防止対策については農林水産部がそれぞれ主体となり、役割分担しながら各種施策や市町村等への情報提供などを行っております。また、両部の施策を踏まえ、地域振興局農林部では、有害鳥獣の捕獲許可や狩猟者登録のほか、市町村や猟友会等による

緊急対策会議の開催など、現場における取り組みを担っております。こうした役割分担を基本としながらも、人身被害が発生した場合などにおいては、関係機関が直ちに警察と連携して、住民に対し注意を喚起するとともに、被害の拡大防止を図るため、パトロールの強化や検問などを行っております。

今後も、関係機関が連携を密にして、出没情報や捕獲した熊の個体情報を共有しながら、被害防止対策に取り組んでまいります。

次に、猟友会員の狩猟技術訓練についてであります。

近年の熊による人身被害や農林業被害に加え、目撃が急増しているイノシシ、ニホンジカによる被害を未然に防止することは、本県にとって喫緊の課題となっております。とりわけ、野生動物の捕獲を担う狩猟者の確保は重要であり、狩猟の魅力を伝えるフォーラムや狩猟免許取得支援のほか、初心者を対象に行う共同捕獲に関する現地での実習などの取り組みを進めてまいりました。また、猟銃所持者には、目の前で動く物体が標的であるか否かを瞬時に判別し捕獲する能力が求められており、新規狩猟者等の捕獲技術の維持向上を図るため、標的が前方から放出されるトラップと、側面から放出されるスキーとの射場における射撃訓練も必要不可欠であると考えております。

このため、県では、猟友会から再開を要望されている県立総合射撃場のクレー射撃場を、スポーツ施設から狩猟技術訓練の場に転用することについて、地元と調整を図りながら検討してきたところであります。これについては、先般、地元の皆様から一定の御理解をいただいたところでありましたが、今後とも協議を十分に重ねながら、平成三十二年度の開場に向けて、地質調査や鉛処理対策を含めた実施設計等を進めてまいりたいと考えております。

新たな狩猟者の育成には一定の期間を要することから、引き続き、ソフト・ハード両面の施策の充実を図りながら、野生鳥獣捕獲の担い手の確保に積極的に取り組んでまいります。

次に、熊と人間社会とのすみ分けでございます。

近年、集落周辺等においても熊の目撃や被害の発生があり、これらを未然に防止するためには、人間が住んでいる領域に熊を侵入させないことが重要であります。このため、来年度から、熊の出没の多い集落等において、地域を熊の生息域と人間の生活圏に分けて、住民等が被害防止対策に取り組むゾーン管理を導入することとしております。導入に当たりましては、市町村と集落等の住民が実施計画を策定し、地域で役割分担しながら防除対策等を進めることとしており、県としましては、住民の意識の啓発を図るとともに、鳥獣被害対策の専門家を派遣し、より効果のある被害防止活動となるよう支援してまいります。

また、犬の活用については、人口減少、少子高齢化が進む中で、訓練や運動の必要な大型犬の飼養が現実的に困難になってきております。このような中で、他県において、歴史的な別荘地域を守るため、高度に訓練した犬による追い払い事例があると伺っておりますので、専門家の助言等を受けながら研究をいたしてまいります。

熊は、本来奥山を中心に生息している野生動物であり、人間の生活圏への出没を抑制することが被害防止につながることから、住民等による地域を挙げた熊と人間のすみ分け等の取り組みを促進してまいります。最後に、秋田県の自然環境でございます。

世界遺産の白神山地をはじめ、雄大で美しい自然を擁する本県では、古来より豊かな水と緑に包まれた悠久の自然と人々の生活が一体となつて、魅力ある文化や風土が形づくられてまいりました。こうした豊かな自然は、県民生活の基盤となつていくとともに、そこに住む人や訪れる人の心を癒し、農林水産業や観光、人づくりなどの様々な分野においても本県の発展を支える貴重な財産であり、全国に誇り得るものであると考えております。しかしながら、社会・経済システムの進展に伴い、より利便性の高い暮らしを望む中で、住民からの開発要望に応える必要もあり、自然環境の保全と開発とのバランスをとることが重要となつてお

十九番	東海林 洋	二十番	渡部 英治
二十一番	菅原 博文	二十二番	佐藤 雄孝
二十三番	北林 丈正	二十四番	竹下 博英
二十五番	原 幸子	二十七番	田口 聡
二十九番	三浦 英一	三十番	土谷 勝悦
三十一番	工藤 嘉範	三十二番	近藤 健一郎
三十三番	加藤 鉦一	三十四番	佐藤 賢一郎
三十五番	小松 隆明	三十七番	柴田 正敏
三十八番	大関 衛	三十九番	川口 一
四十番	小田 美恵子	四十二番	鈴木 洋一
四十三番	北林 康司		

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

#####

●副議長（竹下博英議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。三十五番小松議員の発言を許します。

【三十五番（小松隆明議員）登壇】（拍手）

●三十五番（小松隆明議員） 自民党派の小松でございます。今回、一般質問の機会を与えていただいた同僚の皆様、そして寒い中を傍聴に来ていただいた皆様、関係各位に御礼を申し上げます。また、昨年夏の豪雨災害に引き続き、今冬の豪雪に苦しんでおられる皆様に心からお見舞いを申し上げ、質問に入ります。

まずはじめに、下水汚泥の有効活用についてお伺いします。

下水道から発生する汚泥については、減量とともに、循環型社会の形成に向けて、有効利用、資源化が求められております。しかしながら、

本県における下水汚泥については、一部処理区において資源化が行われているものの、大半の量をエネルギーをかけて焼却処理し、大仙市協和にある秋田県環境保全センターへ埋め立てているのが現状であります。

下水汚泥処理について、本県の汚泥リサイクル率は他県に比べてどうか、また、将来どのような計画を持っているのかお伺いいたします。

また、県北地区においては、広域に汚泥を集め、炭化処理する施設の整備が進んでおりますが、様々な資源化処理がある中で、設備投資が膨大でランニングコストも相当かかる炭化処理がなぜ選ばれたのか、コストが見合うものなのかお伺いいたします。

既存施設や現在建設が行われている施設についてはともかく、今後整備が計画される秋田臨海処理センターについては、近隣や全国的な取り組みを踏まえ、汚泥の有効活用について十分に検討する必要があると考えます。

さて、今回、下水汚泥の有効活用について質問するきっかけとなったのは、「上野台堆肥生産協同組合」が製造販売する汚泥を活用したコンポストについて、一般農家や農業法人の評価が高く、このたび国土交通大臣賞を受賞するまでとなり、増産を望む多くの声があったためであります。大仙市に建てられたコンポスト生産施設では、臨海処理センターや一部市町村からの汚泥を年間三千二百トン処理し、六百トンの有機質肥料を生産しております。用途としては、米やえだまめ、秋田のブランド食品「いぶりがっこ」に使う大根などに用い、品質や収穫量で大きな成果を上げ、農家の需要は大幅に伸びております。本県農業については、高収益経営、複合経営への転換が進められておりますが、それに伴い、農作物の品質・生産性の向上や高付加価値化が求められており、農業者の有機質肥料の活用はますます進むものと思われれます。山形県では、下水汚泥の五〇%以上、佐賀県に至っては約九八%がコンポスト化されていると聞いております。

本県は、汚泥のコンポスト化率が八%程度と出回っておりますが、

優秀なコンポスト製造の成功は、農家の期待も大きく、本県農業の大きな力になると思います。他県で進む下水汚泥のコンポスト利用を本県でもっと拡大するよう、県の取り組みを求めますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、農業振興についてお伺いします。

私の生活している地域は中山間地帯であり、効率の悪い農業をせざるを得ず、大規模集約化の中で取り残されていくのではと心配です。国の農政の核心は、競争力のある農家を育成し、農家の所得向上を図るということであり、それはとりもなおさず、条件の悪い農地から撤退し、生産効率の悪い農家を切り捨てることで、ただでさえ担い手不足などの問題を抱えている中山間の農家は生き残っていきません。しかし、そのような事態に至れば、食料の安全保障という観点から大いに問題があると思われてなりません。二〇一六年度の食料自給率は、カロリーベースで三八％で、小数点以下まで示すと三七・六％であり、前年度から一・九ポイントも低下し、大冷害により米が凶作だった一九九三年度の三七％に次ぐ低水準となったそうであります。

中山間地域の農業は、少量でも特徴ある、多種多様な食料生産を担い、かつ環境を保全する重要かつ不可欠な役割を果たしております。中山間地域の農業の方向性と振興策について、知事はどうお考えなのか伺います。

また、中山間地域の農業が危機を迎えている一方、米の価格が上がっております。天候不順で収穫量が低下した地域があったことと、飼料用米への生産シフトによって主食用米が不足したことが原因に挙げられており、つまりは、供給不足による相場の上昇だということであり、飼料用米への過度のシフトの背景としては、十アール当たり最大十万五千円の高額補助により作付を誘導しているからと考えられます。しかし、飼料用米と言っても専用品種でなく、コシヒカリやあきたこまちなどの主食用品種が半分近くを占めており、一方で、業務用米で産地が明示さ

れていない場合、低質なミニマムアクセス米を混ぜているケースがあるなど、いささか皮肉を交えて表現すれば、家畜がうまい米を食べ、庶民はまずい米を食べるといふ、あべこべな事態を心配しております。

国の農政の主眼が経営の効率化、低コスト化なのに、米価は逆に値上がりしており、そしてその値上がり分は全てが農家に還元されているわけではなく、むしろこの価格の上昇は、さらなる消費量の減少につながるかねないもので、このような事態は、食料・農業・農村基本法の意図するものとは違うのではないのでしょうか。米の価格は市場での需給バランスで決まるといふものの、農業は数年スパンのプランが必要であります。今回の生産調整の見直しの中で、農家の生産をどう維持、安定させるか、所得を向上させていくかが大きな課題であると考えますが、いかに取り組んでいくのか、知事の見解をお示しください。

次に、林業振興についてお伺いします。

建材、燃料用として、特に戦後から高度経済成長期にかけて全国的に大規模に植林が行われました。それらが今、伐期を迎えており、蓄積量全国一位を誇る本県の杉もまた同様であります。政府はこの状況を受け、「木づかい運動」を呼びかけ、国産材の使用比率を高め、平成三十七年には、二十六年実績の一・七倍となる四千万立米を供給する目標を掲げております。

佐竹知事が「ウッドファーストあきた」のさらなる推進を提唱しておりますとおられるとおり、本県杉の需要を喚起するための方策も必要であります。金属やプラスチックなど、木材にかわる新たな素材がある中で、官公需頼りではなく、一般消費者に秋田杉にこだわってもらうためには、木を育て、山を守るための労力、山村の生活や、木が人の生活にいかに関わり、安らぎを与えているのかといったアピールを、もっと消費者に訴えかけることなども大事なのではないかと思います。県は、県産材の需要拡大にどのように取り組んでいくのかお伺いします。

また、需要拡大が進んでも、残念ながら肝心の山林所有者には、国産

材ファーストのメリットが還元されておりません。いつの間にか日本の杉は、国内外の木材の中でも最も安い価格帯で取引されています。先祖が後世のために苦心して植林したのに、切り出すときにはただ同然とは、余りにも気の毒なことであります。川上から川下までを見渡せば、そこには同じ木材を取り扱っていながら、景気の良い業種とそうではない業種があり、非常にアンバランスです。原木生産のコストをもっと下げるとともに、原木価格と製材品価格のギャップを縮小し、原木価格の向上を図る必要があると考えますが、そのための策はいかがでしょうか。

さらに私が主張したいのは、多面的機能を有する山林の価値をもっと評価し、所有者の所得を増やさなければ、将来必ずそのつけが回ってくるということです。所有者に所得がなければ、再生産の投資もできず、山の大規模な荒廃が一斉に起こることを恐れます。残念ながら、我が秋田県の再植林率は二〇%に過ぎず、林業が盛んな東北・南九州の六県のうちで再植林率が最低の状況では、森林資源が早晩枯渇し、山、森が荒れ、災害にもつながるのは火を見るよりも明らかと言えるでしょう。

パンと肉の文明は滅びの文明に通じ、米と魚の文明は未来永劫続くと言説があります。肉を得んとせば、家畜を放牧するため森を伐採する。小麦を得んとせば、畑を作るため森を伐採する。パンを食ベミルクを飲み、肉を食らう文明は永続しないゆえんであります。一方、米を作るに水を蓄え、水を得るために森を守る。森は川を通じて海の幸の生産に深くかかわる。このように、米と魚の文明とは、森を通じて再生産の連鎖を守るということであり、森を守ることがいかに大切かがわかります。

「国の宝は山なり、尽きざる以前に備えを立つべし、山の衰えは即ち国の衰えなり」とは、佐竹家家老洪江内膳による為政者への警句であり、また、農聖石川理紀之助翁の言葉「樹木は祖先から借りて、子孫に返すものと知れ」は、林業を営む者への教えとなります。

林業県秋田の将来のため、今の状況を放置してはなりません。私は、再植林の必要性を声高く訴えるものですが、知事は、本県の再造林の放

棄を防ぎ、再造林を着実に進めるため、どのように取り組むのかお伺いいたします。

次に、産業振興についてお伺いいたします。

私が議員になった平成十九年の、県外との移出入の関係をあらわす本県の県際収支はマイナス六千億円弱で、その後もおおむね六千億円を超え、七千億円に迫る年もあるなど大幅な収支赤字が続いており、本県産業の脆弱性を痛感いたします。その要因は奈辺にあるのか。私が思うに、我が県は、全国有数の地下資源、そして米、山には天下に名高い秋田杉があり、古くから素材を売って生計を立てられる恵まれたところで、何世代にもわたり悠揚と営んできたことから、危機感の薄い、競争にはなじまない穏やかな県民性が培われてきたからではないでしょうか。しかしながら、一次産品の産出が豊かさをもたらした時代は過ぎ、グローバル大競争のただ中にある今、のほほんで甘えばかりの県民性でいいのかと考えさせられます。これからの本県の成長を担う、県際収支の黒字に向かう産業振興とはどのようなものなのか、今後の産業振興策の方向について、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、少子化対策についてであります。

人口減少は静かなる有事と言われ、特に本県は、生産年齢人口の確保が焦眉の急であり、若者の雇用の場の提供など社会減対策が急務であります。私はここで、若者の結婚について考えたいと思います。

本県は、若い時分に結婚する人が比較的多いものの、その後の晩婚化が大きいことが特徴です。しかも、ある年齢を過ぎると婚姻数が急激に減って、生涯の未婚につながっていきます。一方、県の調査によると、男女ともおおむね結婚したいと考えていることから、晩婚化・未婚化は社会的な要因も大きいことがわかります。また、調査では、結婚しない、できない理由として、経済的負担が大きいことを挙げる人が少なからずいます。確かに秋田県の所得は東京の半分程度ですが、自然が豊かで生活がしやすく、子育て環境も全国トップクラスで、ふるさと秋田での結

婚・子育ては魅力にあふれメリットが大きいということを若者に訴えかけるメッセージが必要と思いますが、いかがでしょうか。

また、かつて多かったお見合いや会社での付き合いが少なくなり、婚活どころか恋愛すらままならないことも婚姻数が少ない原因と考えられることから、出会いの機会の提供やマッチングを強化することも重要な手であると考えますが、いかがでしょうか。

もちろん、行政が結婚の奨励についてどこまで踏み込めるのか議論があることは承知しておりますが、県民を悩ます社会的な障害を取り除き、環境を整えることは、行政の役割ではないかと思えます。少子化対策において、若者の婚姻率を上げる強力な政策を充実できないものか、知事にお伺いいたします。

次に、新たなサッカースタジアムの建設についてであります。

スタジアムの建設は、さきの知事選で、佐竹知事が建設に向けて協議を進めることを公約に掲げ、秋田市長選においても穂積市長が同じく公約に掲げたもので、お二人とも見事当選されました。また、ブラウブリッツ秋田のJ3優勝により、サッカーファンや県民の間でますます建設への機運が高まってきていると感じます。

なお、ブラウブリッツ秋田がJ2に昇格するためには、一万人収用可能なスタジアムがあること、暫定的に使用するスタジアムも一定のJ2基準を満たすこと、クラブの安定経営はもとより、次のシーズンでも成績上位であることなどの条件をクリアしなければなりません。優秀な成績や観客動員などはクラブに引き続き頑張っていたかどうかとしても、スタジアムの整備については、新たに建設するとすれば概算で百億円以上かかるとも言われております。本県行政の厳しい財政状況を踏まえれば、県民、民間企業なども巻き込んでいかなければ実現は相当難しいのではないかと推察をいたします。

県内外の有識者によるスタジアム整備のあり方検討委員会が出した最終報告では、設置場所を秋田市の市街地とし、行政主導のもとに建設を

進め、運営主体は民間が望ましく、地域のにぎわい創出や活性化に向けて、サッカー以外の子供から高齢者までの多様な活用も図るべきとのか、雪を防ぐ屋根つきが望ましいなどといった意見も付されております。こうした報告を受けて、県は、当初予算案に、今後の建設に向けた具体的な議論を進める、新たな協議会を立ち上げるための経費を計上しております。行政主導で建設を進めていくのだとしたら、建設費や今後の維持管理費に係る財源見通しを示すことはもちろん、まず、県にとって、サッカースタジアムを新設することの意義、誰のために、どんな成果を狙ってつくるのかということを県民に理解していただくことが必要ではないでしょうか。

しかしながら、これまでの知事の発言等からすると、いささか知事が先走りし過ぎなのではないかと危惧するところでもあります。そもそも私の地元では、市街地での建設となれば、駐車場がなければ困るといった意見もあります。そうした声も踏まえての私の提案であります。厳しい財政状況と車社会の交通事情等に鑑み、秋田市外旭川地区での建設構想があるイオンタウンと共同設置をしようか。これによって、民間企業からの資金提供はもちろんのこと、商業施設とスタジアムの特徴、集客力を合わせた新たな県民のにぎわい場を創出でき、市外からの利用者に対応した駐車場を確保することも容易になると考えます。ちなみに福井県では、第二恐竜博物館の建設について、議会が「今後の財政運営や県民生活に影響を及ぼす」と懸念を示し、今年度の関連予算の執行を凍結しましたが、今年一月、福井商工会議所会頭が、福井経済界で五十億円規模の支援を検討していると表明いたしました。

いずれ、今後、財源論を含めた具体的な議論を進めていく上で、秋田市のみならず、その他二十四市町村民の利用も考慮し、あらゆる角度から慎重に議論を進めて、結論を出していただきたいと存じますが、スタジアム建設の必要性や建設に向けた具体的な見通しについて、知事にお伺いいたします。

次に、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックの文化行事についてお伺いいたします。

オリンピック憲章には、当該国はその国を代表する文化行事も併せて開催しなければならないとあり、二〇二〇年に向けて、芸術文化を基盤とする大きなうねりをつくり、将来に引き継いでいくための文化プログラムが行われることになっております。

ところで、私の地元には、五百余年の伝統を誇り、国の重要無形民俗文化財である「刈野の大綱引き」があり、「秋田ワールドゲームズ二〇〇一」や「第二十九回国民文化祭・あきた二〇一四」のアトラクションで引き合いを行い、国内外から大きな賞賛を受けております。近年は、秋田の代表的な参加型伝統行事の一つとして、とりわけ県外客及び外国人に好評を博しており、これからの本県の観光になくはならない大切な財産となっております。

そこで提案したいのですが、オリンピックにおいて、世界中の観客から注目される「東京二〇二〇Nippónフェスティバル」に参加し、大綱引きを挙行することはできないものでしょうか。このチャンスをものでできれば、日々奮闘している若い担い手たちにとって何よりの励みになるでしょうし、国内最大級の大綱で引き合う勇壮かつ明解なイベントは、スポーツの祭典にふさわしく、世界中の方々に参加いただくことにより、東京オリンピックの後々の語り草となり、秋田県の知名度の向上にも資するものと確信しております。県、地元が力を合わせれば、実現は夢ではないと思います。ぜひ県として取り組んでいただきたいのですが、知事のお考えをお聞かせください。

最後に、知事の政治姿勢についてであります。

今年、明治維新から百五十年の節目を迎えます。平成も三十一年四月いっぱいとのことで、後世が平成の三十年間をどのように総括するか、また、これからの日本、秋田が新しい輝ける時代を迎えるためにどうするべきか、考えさせられる局面だと思えます。

平成とはどのような時代か一言では表せませんが、高度経済成長を達成し、世界経済のトップクラスにあった昭和世代から見ると、バブル崩壊以降、経済の低迷が続いている時代であり、今もGDPこそ世界の三位にとどまっておりますが、その割に国民に豊かさの実感が乏しいと感じております。幸い、安倍政権が誕生し、日本を取り戻すというキャッチフレーズのもと、安定政権における思い切った政策を断行し、その成果がようやく見られ、全国的に景気は回復傾向にあるという評価がなされておられ、経済の面では、国民にとって希望の持てるような状況になってきていると思えます。国会会での首相の施政方針演説においても、中小・小規模事業者の生産性革命や、攻めの農業、観光立国等による地方創生を掲げ、新しい時代を切り開こうと呼びかけています。知事は、秋田をどのような将来にしようと県民に呼びかけていくのでしょうか。

思い返せば、平成は、元年にベルリンの壁が崩壊し、東西冷戦が終わるとともに、それ以降はかえって地域間の武力紛争が多発した時代でもありました。東アジア情勢も目下のところ非常に緊迫しており、朝鮮半島でいつ戦端が開かれてもおかしくない状況にあることを憂慮いたしております。イージス・アショアの配備候補地については、県民世論の動向を踏まえて決定されなければならないのは当然ですが、一番大事なのは、国民の命と暮らしを守るという視点で判断されるべきであるということであります。

佐竹知事は、平成二十一年に着任され、ふるさと秋田元気創造プランを県政運営の指針とし、今日まで頑張つてこられました。率直に言わせていただきますが、健康面での不安もある中での激務はつらいものがあるのではと推察をいたしています。しかしながら、知事も人の子。たまにチョンボをやらかすのは残念なことでもあります。知事、公人にとって、世論というものは怖いものであります。ゆめゆめ油断召さるなど申し上げたいと思えます。

そこでお聞きいたします。第三期プランの策定に当たり、内外の諸情

勢を俯瞰し、本県の現状に鑑みたくて、秋田の将来像をどのように描いているのか、知事の思いをお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴まことにありがとうございます。
ました。（拍手）

●副議長（竹下博英議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君） 登壇】

●知事（佐竹敬久君） 小松議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、下水汚泥の有効利活用について、本県の資源化処理についてであります。

県内の下水処理施設で発生する汚泥は、濃縮や脱水、焼却等により減量化した上で、その一部を肥料や建設資材、土壌改良材等に利活用しているところではありますが、本県における下水汚泥のリサイクル率は、平成二十七年末で三三％と、全国平均の六八％を大きく下回っております。このため、県では、県北地区の汚泥資源化施設を平成三十二年までに整備し、リサイクル率を約五〇％までに向上させるとともに、来年度策定に着手する県央及び県南地区の広域汚泥処理構想においても、汚泥の有効利活用について検討を進め、リサイクル率の底上げに取り組んでまいります。

また、下水汚泥の資源化を進めるためには、環境への影響を十分に配慮する必要がありますことから、県北地区における資源化施設の整備に当たり、処理予定の汚泥の成分分析を行ったところ、製造される肥料の重金属含有量が法令上の基準値を超えるおそれがあることが判明したため、肥料化は困難なものと判断したところであります。その上で、コンポストなど下水汚泥を肥料化する場合よりも、コスト面では劣るものの、事業継続性に優れた炭化処理方式を選定したものであります。

今後予定している臨海処理センターの汚泥処理施設の更新に当たっては、環境面に配慮の上、肥料化やエネルギー化など様々な方策について幅広く検討を行い、下水汚泥の利活用を推進してまいります。

次に、コンポスト利用についてであります。

農作物の栽培において、下水汚泥をコンポスト化した肥料を用いることにより、食味の向上や収量の増加につながるの理由から、下水汚泥のコンポストへの活用を拡大してほしいとの声があることは承知いたしております。一方で、下水汚泥には、地域差はありますが微量の重金属が含まれていることから、安定した品質のコンポストを継続的に供給するためには、下水汚泥の成分分析を行い、原料管理を徹底しなければならぬなどの課題があります。

コンポスト化は、下水汚泥の利活用を推進する上で有用な方策の一つであり、県としましては、今後、関係者と連携を図りながら、コンポストの将来的な需要見込みや原料となる汚泥の適合性の調査を進め、利用拡大の可能性について検討してまいります。

次に、農業振興についてであります。

中山間地域の農業振興でございますが、中山間地域は、耕地面積の約四割を占め、食料生産はもとより、県土の保全や安らぎの空間の提供等、多面的機能を発揮し、農業所得の確保と県民生活の向上に大きな役割を果たしており、将来にわたり維持していく必要があると考えております。このため、県では、これまで中山間地域直接支払交付金等を活用し、農業生産の継続や農地の保全等を支援してきたほか、元気な中山間農業応援事業により、様々な地域資源を生かした特色ある農業や食ビジネスの展開を推進してまいりました。この結果、平成二十七年から二十八年度までの二年間に、約二十六ヘクタールの水田が畑地化され、五城目町のキャベツや大仙市協和の大根、仙北市のリンドウなど、冷涼な気候を生かした作物の生産が拡大したほか、東成瀬村のトマトを活用したケチャップやピューレ、鹿角市における短角牛の加工品開発など、それぞれの特色を生かした取り組みが広がっております。

一方、中山間地域では、条件不利農地が多いことや担い手不足を背景に、平地に比べて農地集積が進んでいないことから、県独自の制度を創

設し、農地を借り受けて営農に取り組む経営体を支援しているほか、今後は、土地改良法の改正により創設されました、農家の費用負担なしで実施できる基盤整備事業に積極的に取り組み、耕作放棄地の防止と農地の適切な維持管理を図ってまいります。

県としましては、規模は小さくても一定の所得が確保できるよう、地域の特徴を生かした農業の展開を推進するとともに、農地の維持管理に向けた取り組みを支援するなど、引き続き、中山間地域の農業・農村をサポートしてまいります。

次に、米農家の生産安定と所得向上でございます。

国では、米の需給と価格の安定を図るため、長く生産調整を行ってまいりましたが、生産過剰傾向の中で米価の下落に歯どめがかからなかったことから、平成二十六年以降、飼料用米等の生産を強力に推進しており、最近になってようやく需給が均衡してまいりました。このような状況は、主食用米の生産を必要量にとどめつつ、水田をフル活用し、食料自給率の向上を図るといふ基本法の理念には合致しておりますが、一方で、低価格帯の業務用米が不足するなど、用途によっては需給にミスマッチを生んでいることも事実であります。

こうした中、三十年産からは、産地の主体的な判断で需要に応じた米生産が展開できるよう、生産数量の一律的な配分が廃止され、経済原理のもとでの需給調整にかじが切られたところであり、これを好機と捉え、販売を起点とした米の生産販売戦略を策定したところであります。この戦略では、高級ブランド米から業務用米まで、様々なニーズに的確に対応できる「お米のオールラウンダー」を目指しており、農業団体等と連携しながら、米の需要が減少する中にも、秋田米の生産量を維持し、農家が安定的に米を生産できる体制を構築してまいりたいと考えております。また、品質向上を図りつつ、低価格帯の米においても一定の所得が得られるよう、多収性品種の導入や、育苗と田植作業を大幅に省力化できる「高密度播種育苗」の普及、さらには水位センサーを活用し

た水管理の自動化など、稲作におけるイノベーションを推進し、秋田米の競争力強化と農家所得の向上を図ってまいります。

次に、林業振興でございます。

まず、県産材の需要拡大でございますが、県では木材利用促進条例に基づき、「ウッドファーストあきた」を合言葉に、公共建築物の木造化・木質化はもとより、ポイント制度による住宅への木材利用に対し助成策を講じているほか、県外や海外における県産材のプロモーション活動の展開、さらには秋田杉家具等の新製品開発への支援など、県産材の需要拡大のための施策を各般にわたり推進しているところであります。

議員御指摘のとおり、今後さらなる需要拡大を図るためには、県民や消費者に、木の良さやその利用の意義を広く理解してもらうことが重要であると考えております。このため、これまで取り組んできた林業体験や木工教室などのイベントの開催等に加え、来年度からは、親子が木に直接触れ合える室内スペースの整備に対する支援や、木との触れ合いのすばらしさを伝えることのできる人材の育成など、「木育」の充実強化を図るほか、県民参加の森づくり活動への支援や情報発信の強化等により、木を育て山を守ることの大切さについて、広く啓発してまいりたいと考えております。

また、近年、秋田杉を多用した住宅建築を手がける若手の建築士が増えていることから、今後は、需要拡大の鍵を握る民間施設での利用促進に向け、建築士等との情報交換を積極的に行いながら、コスト低減や杉材の強度確保の手法等について周知してまいります。さらに、中高層建築物での活用が期待される木鉄ハイブリッド等の新たな木質部材の開発・普及や、新たな用途として土木分野への利用促進などにより需要を喚起し、全国一の資源量を誇る秋田杉人工林を生かした木材産業の振興に努めてまいります。

次に、原木価格の向上でございます。杉の原木価格が長期にわたり低

迷していることから、森林所有者は原木販売により十分な利益を得ることが難しい状況となっており、このことが林業経営の存続自体にも影響を及ぼしているものと認識しております。このため、県では、森林施業の集約化による事業規模の拡大のほか、高性能林業機械の導入や林内路網の整備など、原木生産の効率化を図る取り組みに力を入れているところであります。また、原木価格の向上を図るためには、品質や規格など実需者が求める原木を確実に供給することが重要であることから、このたび、ICT等の先端技術の活用により、木材加工企業と素材生産企業が木材取引に関する情報を共有し、需給のマッチングを図る新たな流通システムを構築することにより、需給のマッチングを図る新たな流通システムを構築することにより、原木生産のコスト低減と販売力の強化を図り、持続的な林業経営の確立を目指してまいります。

次に、再造林への取り組みでございます。

本県の豊かな森林資源を維持し、将来にわたる循環利用のサイクルを構築するため、再造林については、伐採面積の五〇％を目標に取り組みを進めておりますが、現在のところ二〇％程度にとどまっている状況にあります。このため、県独自の取り組みとして、平成二十七年度から、素材生産企業が伐採と再造林を一貫して行う実証事業を県内四十九カ所で実施し、作業の効率化と経費削減効果を確認したことにより、企業での取り組み意識も徐々に高まってきております。こうした中で、国では、来年度、本県の取り組みをモデルに新たな事業制度を創設することにより、従来の造林補助事業に加え、この事業を活用して、一貫作業システムによる再造林の普及・拡大に本格的に取り組んでまいりたいと考えております。

もとより、再造林を進めるに当たっては森林所有者の理解が必要であり、そのためには所得の向上を図ることが不可欠であることから、保育・育林のコスト削減技術を確立するとともに、丸太の有利販売に向けた流通体制の整備や、今後、生産増加が見込まれる大径材の需要創出等

に努めてまいります。こうした対策を総合的に講ずることで、再造林を着実に推進し、森林資源の循環利用と森林が有する公益的機能の維持を図ってまいります。

次に、産業振興についてであります。

県収支を改善するためには、県産農産物や加工品の県外への出荷を増やすとともに、県外からの交流人口の増加を通じて観光業等の県内消費を拡大させることも不可欠であります。特に、県外を主な販売先とする製造業の稼ぐ力が重要であります。しかしながら、本県の製造品出荷額における電子部品・デバイス産業の占める割合が大きく、その動向が産業全体に大きな影響を与えるほか、製造業の多くが下請型・加工組立型であることから、付加価値生産性が全国でも低位となっており、県際収支の赤字を招いております。

このため、県では、技術力や生産性の向上、取引拡大等に向けた支援を行ってきたところでありますが、第三期ふるさと秋田元氣創造プランでは、成長分野である航空機や自動車、新エネルギー、医療福祉、情報関連産業への参入を引き続き促進し、競争力強化を図るとともに、県内企業が連携したサプライチェーンの形成やコネクターハブ機能を担う中核企業の創出により、外部環境の変化に柔軟に対応できる重層的な産業構造への転換を進めてまいります。

また、第四次産業革命の進展によって、より高品質な製品の製造や新しいビジネスの創出も期待されておりますが、本県産業は、これまで時代の変化に十分に対応してきたとは言いがたい側面もあることから、県がリーダーシップを発揮し、IoTやAI等先進技術の導入を積極的に促進するとともに、ICT人材の確保・育成を図ってまいりたいと考えております。

県際収支の改善は一朝一夕に成し遂げられるものではなく、県内製品の県外への売り込みや県外からの受注拡大に加え、幅広い分野における生産性や付加価値の向上を目指し、粘り強く取り組んでまいります。

次に、少子化対策でございます。

本県においては、未婚化や晩婚化、若い世代の減少が進行していることなどから、婚姻数が年々減少しておりますが、県の調査によると、独身者の多くは結婚を希望しているにもかかわらず、独身でいる理由としては、結婚したいと思う異性とめぐり合わないことや、経済的な要因等を挙げております。こうしたことを踏まえ、県では、あきた結婚支援センターを中心として結婚支援を推進しており、来年度は、新たにサテライトセンターを開設し、利便性の向上を図るとともに、結婚サポートの活動や多様な出会いイベントの開催を支援するなど、出会いの機会の拡大を進めることしております。

また、本県は、豊かな自然や文化に恵まれ、手厚い子育て支援、全国トップクラスの学力を誇る教育など、充実した結婚生活を営むことができるすばらしい環境が整っております。次の親となる若い世代に、このような本県の良さを実感し、本県での生活設計を積極的に考えていただくため、高校の家庭科で活用する副読本を作成しているほか、動画やSNSを活用した情報発信などにより、若者の結婚に対する意識醸成や県内定着の促進に取り組んでいるところであります。

結婚に関する課題については、比較的收入の多い若者であっても未婚である例が見受けられるなど、一元的に語ることができない要素もありますが、最近では、個人的にも社会的にも生涯独身でいることによるマイナス面も指摘されており、結婚が豊かな人生を送る上でプラスになるという意識を醸成していくことも必要な時代になっているものと考えております。

次に、新たなサッカースタジアムの建設でございます。

ブラウブリッツ秋田がJ3四シーズン目の最終戦で劇的な初優勝をなし遂げたことにより、J2への昇格を実現させたいという機運が県民の中で高まってきていることを、私も感じているところであります。今年度開催した「スタジアム整備のあり方検討委員会」では、地元プロス

ポーツチームの活躍により県民の一体感の醸成が図られ、交流人口の拡大にもつながることから、新しいスタジアムを建設すべきという報告がなされましたが、一方で、スタジアムを整備する場合には、その必要性を明確にすべきであるといった慎重な意見も出されております。

新しいスタジアムの建設は、ブラウブリッツ秋田がJ2で活躍するための環境整備として行われるものではあります。世界的にメジャーなスポーツで、本県でも普及してきているサッカーの本格的なスタジアムが、県内に整備されていないという現状にも対応するものであります。しかしながら、建設には多額の費用がかかることから、技術力の向上はもとより、スポーツを中心としたイベント等による地域のにぎわい創出や、健康増進を図るための機能なども併せ持ち、より多くの県民が利用できる施設であることが望ましいと考えております。このため、来年度は、県や秋田市など県内五つのホームタウンと秋田商工会議所で「新スタジアム整備構想策定協議会」を立ち上げ、建設場所や建設主体に加え、施設の規模・機能、民間資金の活用も含めた財源調達の手法などについて、外部の専門家から御意見もいただきながら、様々な観点から議論することにしており、その内容を適宜、議会にも報告してまいります。

スタジアム建設の実現のためには、クラブの安定した経営はもとより、県民世論の形成や財源調達の面からもチームの活躍が欠かせないものであります。将来的に建設を目指しつつも、多くの課題についてしっかりと答えを出しながら、広範な理解と建設後のスムーズな運営を見通すことが前提となるものであり、今後、これらの点について幅広く十分な議論を行い、方向性を決めていかなければならないと考えております。

次に、二〇二〇東京オリンピック・パラリンピックの文化行事についてであります。

県内には、圏内最多となる十七の国指定重要無形民俗文化財をはじめ、地域に伝わる民俗芸能が数多くあることから、県では、これまでも県内伝統芸能の祭典「新・秋田の行事」を開催するなど、交流人口の拡大に

向けた取り組みを進めてまいりました。

こうした中、二〇二〇東京オリンピック・パラリンピックは、本県の芸術文化を国内外に発信する絶好の機会となることから、三期プランに、大会に向けた文化プログラムの推進を重点的な取り組みとして位置づけしております。具体的には、来年度以降、国等が日本文化の魅力をオールジャパンで世界にアピールする「beyond二〇二〇プログラム」への県内行事の登録拡大に向け、県の積極的な関与や実施団体等への支援を進めるほか、開催地である東京都と連携し、秋田の文化を現代的にアレンジして披露する大型イベント「東京キャラバン」を本県で開催することにしております。また、東京オリンピック・パラリンピックに合わせ、全国の地域の祭りや伝統芸能を集めた催し物をできる限り多く首都圏で開催するよう、全国知事会の文教環境委員長として、私自ら国に働きかけております。

私も、勇壮な「刈野の大綱引き」を東京オリンピック関連のフェスティバル等において見られることを願っておりますが、組織委員会が開催を検討している「東京二〇二〇Nipponフェスティバル」については、現在のところ詳細が明らかになっていない状況にあり、引き続き情報収集に努めるとともに、地元大仙市とも連携し、実現の可能性を探ってまいります。

最後に、私の政治姿勢でございます。

平成の半ばに迎えた二十一世紀は、「平和の時代」と期待をされておりましたが、それに反し、世界各地で宗教や民族的対立などを背景に内戦や紛争、テロ行為等が多発しており、我が国においても、挑発を続ける北朝鮮の脅威に直面している状況にあります。また、冷戦構造は終結したものの、アジア・太平洋地域に安全保障をめぐる新たな懸念が生まれるなど、今世紀はむしろ「激動の時代」であります。経済面においても、中国をはじめとする新興国の急成長により、世界一の経済大国であるアメリカの地位が相対的に低下し、また、我が国もグローバル化が進

む国際社会で経済的な地位が低下しつつあり、経済運営に難しいかじ取りを余儀なくされております。

こうした中で、本県が内外の変化を的確に捉えながら、最重要課題である人口減少の克服を図りつつ、持続的に発展していくためには、秋田が有する様々な有形無形の資源を、いかに効果的に活用していくかという視点を基本に据えることが重要であります。また、本県の県民性に関しては、閉鎖的な傾向を打破し、初めて目にし、触れるものであっても、秋田にとつてプラスになるものであれば積極的に取り込んでいこうとする姿勢とともに、仮に第一印象が良くないものであっても、逆に、これをうまく活用していこうという、前向きで寛容な考え方を持つことも大切であると考えております。

私が思い描く「高質な田舎」は、まさに、豊かな自然や多様な伝統文化など、秋田のよさをしっかりと受け継ぎながら、自信と誇りを持って本県の可能性を最大限に引き出すとともに、世界の潮流を自ら先取りし、これを生かしていくという理念のもとに成り立っているものであります。今後とも、こうした姿勢を貫きながら、県民の皆様とともに誰もが生き生きと暮らすことができる豊かなふるさと秋田をつくり上げてまいります。

以上でございます。

●三十五番（小松隆明議員） 大変御丁寧な答弁をありがとうございます。一つだけ再質問をさせていただきたいと思っておりますが、その前段の、まず下水汚泥につきまして、実は、今から一カ月くらい前ですか、私と加藤麻里先生二人でしたけれども、コンポストを使用している団体の皆さんと意見交換する機会がありました。このコンポストの効果というのは絶大なものがあるらしくて、その中の一人は、食味値が——これは彼がつくっているのはコシヒカリですけども、食味値が八十五以上であります。一俵三万円で売っているそうです。それ以外にも、そばをつくっていた人、あるいは大根をやっている人たちが、とにかく化学肥料

三番	吉方清彦	四番	石川徹
五番	佐々木雄太	六番	杉本俊比古
七番	鈴木健太	八番	佐藤信喜
九番	加藤麻里	十番	佐藤正一郎
十一番	三浦茂人	十二番	小原正晃
十三番	沼谷純	十四番	今川雄策
十五番	鈴木雄大	十六番	高橋武浩
十七番	平山晴彦	十八番	石川ひとみ
十九番	東海林洋	二十番	渡部英治
二十一番	菅原博文	二十二番	佐藤雄孝
二十三番	北林丈正	二十四番	竹下博英
二十五番	原幸子	二十七番	田口聡
二十九番	三浦英一	三十番	土谷勝悦
三十一番	工藤嘉範	三十二番	近藤健一郎
三十三番	加藤鉦一	三十四番	佐藤賢一郎
三十五番	小松隆明	三十七番	柴田正敏
三十八番	大関衛	四十番	小田美恵子
四十二番	鈴木洋一	四十三番	北林康司

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

#####

●副議長（竹下博英議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。一番薄井議員の発言を許します。

【一番（薄井司議員）登壇】（拍手）

●一番（薄井司議員） 本日は大変お忙しい中、傍聴においでいただきま

した、能代市のへそ、鶴形からこのようにたくさん皆さんの皆さんからおいでいただきまして、本当に感謝を申し上げたいと思います。ふるさとへの思いをはせながら、社会民主党会派を代表し一般質問を行いたいと思います。

はじめに、地方財政計画と地方交付税の確保についてお伺いします。

本議会に提案されている県の平成三十年度当初予算案は、一般会計総額で約五千八百三億円、平成二十九年六月補正後と比較して、約八十三億円、一・四%の減となっております。県当局からは、「第三期ふるさと秋田元気創造プラン」がスタートする年であり、人口減少対策を加速させるとともに、災害復旧対策等を着実に推進するとの力強い説明がありました。しかし、一方でその財源を見ますと、国においては、平成三十年度の地方財政計画で一般財源総額を確保したというものの、本県は、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税が約五十三億円減少するなど、一般財源総額が前年並みに確保されているとは言えない状況であります。地方財政計画は、地方公共団体の財政運営の指針となるものであり、この計画に基づき地方交付税の財源保障がなされています。

そこでお伺いしますが、本県では、なぜ地方財政計画と同様に、一般財源総額が確保できないのでしょうか。県税収入が前年並みとなつているにもかかわらず、なぜ実質的な交付税がこれほど減少するのでしょうか。こうした状況が続けば、サッカーの新スタジアム整備等の大規模な投資事業はもとより、引き続き増加が見込まれる社会保障関係経費や公共施設の建替え・維持修繕に対応できるのか、不安を覚えるのは私だけではないと思います。地方財政計画の今後の見通しと併せてお伺いします。

次に、働き方改革についてお伺いします。

昨年三月、政府は、総理大臣を議長とする働き方改革実現会議における審議を経て、「働き方改革実行計画」を決定しました。この中で、日

本経済再生に向けたチャレンジとして働き方改革を位置づけ、働く人の視点に立った労働制度の抜本改革により、働く方一人一人のよりよい将来展望を可能にするほか、労働生産性を改善し、賃金の上昇や需要拡大を通じて、経済の成長と分配の好循環を構築することを目指すとしています。また、非正規雇用の処遇改善や賃金引き上げと労働生産性向上、長時間労働の是正など九項目の検討テーマを設定し、我が国の将来を見据えて、法律改正をはじめとした具体的な対応策についても言及しています。こうした動きを受けて、各都道府県において関係者による検討会議が設置され、業界団体や個別の企業などで抜本的な労働制度の見直しが行われるなど、様々な取り組みが実践されております。本県でも、秋田労働局が県内の労使団体、行政機関、学識経験者等により構成する「秋田いきいきワーク推進会議」を設置し、本県の働き方に関する論点や課題等について協議を続けております。

企業現場において働き方改革が推進されることは、労働時間短縮を通じて、働く人の健康確保や仕事と家庭の両立の可能性を高め、女性や高齢者の就労を容易にし、ひいては少子高齢化対策にも結びつくものと期待されています。また、同一労働同一賃金の実現により、自分の能力が正に評価されるという自覚のもと、モチベーションの向上、一人一人の職業能力向上、さらには、企業の生産性向上による賃金の引き上げ等により、企業の魅力が高まり、県内外の人材獲得、人手不足の解消につながるものと考えております。

本県にとって、人口減少、とりわけ若者の就職や進学に伴う首都圏等への県外流出などの社会減緩和は、県政の最重要課題となっております。「秋田いきいきワーク推進会議」では、「秋田県内の『働き方』に関する課題と方向について」という報告書を本年一月に取りまとめております。この中で、人口減少と高齢化が全国で最も早いペースで進行する本県において、雇用保険に加入する労働者数が、平成二十二年からの五年間で若年層を中心に減少する一方で、六十歳以上の高齢層や三十代後半

から四十代の女性の増加が顕著だったことに言及しております。今後、働き手の減少がますます深刻化することは明らかであり、若年者の県内定着・還流策と合わせて、採用条件の緩和や処遇の向上等を通じて、高齢者や女性などを含めて、就労する者の割合をさらに高める努力が求められると記述されております。

一方、県では、本年度「秋田県公労使会議」を設置し、本県における働き方改革推進のための課題や対応方策等を検討しており、私の総括審査における質問に対して、「県として取り組むべき事項については、施策に反映させていきたい」との答弁をいただいております。今後、我が国全体の労働力人口の減少が見込まれる中、本県においても、人口減少対策のための就労環境整備のほか、労働生産性の向上による賃上げと賃金の地域間格差の是正、働く人のワーク・ライフ・バランスの推進など、多くの視点から県内企業における働き方改革を促進する取り組みが必要と考えております。こうした状況を踏まえて、次の三項目について知事の考えをお伺いします。

第一点は「働き方改革を促進することの意義と課題について」、第二点は「今年度設置した秋田県公労使会議における議論の内容とその成果について」、第三点は「そうした成果を踏まえ、今後、どのような方法で実効性のある働き方改革を促進していくのか」についてお伺いします。次に、教育現場における取り組みについてお伺いします。

昨年十一月に、連合秋田、秋田県教職員組合、秋田魁新報社の主催で「教職員の長時間労働是正を考えるシンポジウム」が開催され、後日、その内容が魁新聞紙上に大きく掲載されておりました。その中で、長時間労働の原因について幾つか述べられておりました。特徴的だったことは、小学校の先生は授業の持ち時数が多く、事務作業を行う時間が少ないことや、中学校の先生は部活動で帰りが遅い上、土曜・日曜日も休めないということでした。さらに、全国学力・学習状況調査では事前練習も大変ですが、テストが終わった後に、答案用紙を全員コピーして、

国の採点とは別に採点作業を行い、結果をシステムに入力しなければならぬことなど、授業以外にやらなければならない業務に大変な驚きを感じました。

教職員の長時間労働が深刻な状況にあることは、これまででも、我が会派の石川議員、加藤議員が指摘し、改善を求めてきたところでありますが、年度末を迎え、県教育委員会としての具体策を明確に示していただきたいと思っております。

九月議会において、教育長は、加藤議員の質問に対し、「学校における働き方改革に取り組んでいくことは、喫緊の課題であり、教育庁内の関係課によるプロジェクトチームを立ち上げ、平成二十二年の『二〇一〇教職員が実感できる多忙化防止対策』の見直しを検討していく」と答弁しております。これを踏まえて、幾つか教育長にお伺いします。

はじめに、教育委員会として、平成二十二年の多忙化防止対策の内容と結果をどう評価しているのか。私は、その多忙化防止対策をはるかに超えるような改善策や労働時間の削減案を打ち出すべきと考えますが、見解をお伺いします。

また、大胆な業務削減や見直しを進めるには、各課・各班がこれまで実施している事業等についても、削減目標を定めて検討を進めるべきだと考えますが、設定目標や検討状況についてお伺いします。

さらに、それぞれの計画がどのようなメンバーで策定され、そして実行されることによって、どの程度の労働時間の削減につながると考えているのか、数値目標や試算等についてお伺いします。

次に、先ほど述べたシンポジウムで具体的に報告があった点についてお伺いします。

小学校における多忙化の大きな原因が、授業の持ち時数が多く、事務作業ができる時間が少ない中でたくさん業務をこなさなければならぬことであれば、まずは、持ち時数を減らすか業務量を減らすことが重要だと思いますが、これまでの取り組み状況及び今後の対策についてお

伺いします。

中学校については、石川議員が六月議会において「部活動が長時間労働の大きな原因になっている」と指摘したのに対し、教育長は「教育委員会として、部活動指導員の適切な任用のあり方について検討していく」と答弁していますが、これまでの検討内容についてお伺いします。

また、全国学力・学習状況調査についても、解答用紙をコピーして、国の採点前に行っている県の採点作業が大きな負担となっているようです。県内の小・中学校の対象児童・生徒の答案用紙を全てコピーすれば、何枚になつて費用は幾らかかっているのか。それを採点システムに入力するためにかかる作業時間はどれくらいと分析しているのか、その費用対効果についてお伺いします。

また、来年度から全国学力・学習状況調査の結果は、これまでよりも早い七月に出されると聞いております。四月にテストを実施し、七月に結果がわかるのであれば、国の採点とは別に採点作業を行う必要はないと考えますが、教育長の見解をお伺いします。

最後に、教職員は小学校教諭の三割、中学校教諭の六割が「過労死ライン」を超える長時間労働の中で、病気休暇・休職が増加傾向にあります。知事部局とは異なり、教職員が病気等で長期に休暇を取得した場合、臨時講師や臨時職員を採用しなければ学校運営が成り立たないのが実情です。ところが、実際は講師が不足し、教頭や教務主任等がその穴埋めに入り、ますます多忙が深刻化している学校もあつて聞いています。講師不足は秋田県に限ったことではなく、文部科学省の発表によれば、教員採用試験の受験者数も年々減少しており、教員志望者不足、講師不足は全国的な状況と言えます。この背景には、労働者不足の問題もありますが、近年の教職員の質的にも量的にも過酷な労働環境が、やりがいがあるはずの教職の道から、若者を遠ざける大きな要因になっていると考えられます。

秋田県が学力日本一をうたい、教育立県を標榜するのであれば、教職

員の長時間労働の是正・働き方改革を県教育委員会や市町村教育委員学のみ任せるのでなく、県として、人件費を含めた教育環境整備に大胆に財政出動すべきと考えますが、知事の考えを伺います。

次に、障害福祉政策についてお伺いします。

秋田県の障害者の総数は、平成二十五年度末現在で九万七千八百八十九人となっており、そのうち、知的障害児者は八千三百八十四人で、平成十七年度に比べて八百三十二人の増加となっております。障害程度別では、重度、最重度、重症心身の方々が四千五百五人、年齢階層別では、六十歳以上の方々が千七百七十二人おり、重度・高齢化した障害者の増加が見られます。この方々の中には、施設に入所していない在宅の方も三千七百人おり、今後施設入所のニーズが増大してくるのではないかと危惧されます。

平成二十五年四月一日に施行された障害者総合支援法の衆議院・参議院附帯決議において、「障害者の重度・高齢化や『親亡き後』も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等のあり方について早急に検討を行うこと」とされており、これを受け、厚生労働省は、「地域生活支援拠点」としてグループホームの機能強化など地域移行を進める考えを示しております。このように障害者が地域の中で生活する環境を整備していくべきと考えますが、現状では、親の高齢化や死亡に伴い、重度・高齢の障害者を中心に、障害者支援施設への入所を求める在宅障害者のニーズに対し、障害者支援施設が対応できない状況が生じており、「親亡き後」への不安は保護者の間でも深刻になっております。このような施設への入所を希望する障害者のニーズを満たし、重度・高齢化していく知的障害者が地域で「親亡き後」も安心した生活を送るためには、地域生活支援拠点やグループホームなど、障害者が地域で生活するための受け皿を整備するだけでなく、障害者支援施設についても、施設の老朽化などの課題を解決してい

く必要があるのではないのでしょうか。

本県における障害者支援施設等の整備について、日本知的障害者福祉協会の下部組織である秋田県知的障害者福祉協会が、今年一月下旬から二月上旬にかけて、会員施設・事業所に対してアンケート調査を実施しております。その結果を見ますと、平成三十一年度以降に増築及び創設の計画がある障害者支援施設等は、回答のあった八十七施設・事業所のうち、約二五％に当たる二十二施設・事業所でありました。また、利用者一人当たりの居室床面積について、現行の基準を満たしていないと回答した施設も十九施設ありました。このように多くの障害者支援施設等において、増築及び創設を計画しております。

一方、これらの施設整備に活用される社会福祉施設等整備費補助金の今年度の内示状況を見ますと、県が国に要望した額五億九千二百五十六万円に対し、内示額は五千二百三十四万円、率にして八・八％と極めて低い率になっております。また、案件別に見ますと、県が国に協議として提出した十二案件に対し、不採択は七件となっております。このような状況では、障害者の生活を支えるセーフティネットである障害者支援施設の老朽化対策、増築が進まず、安心・安全、快適な生活環境が担保されない状況と言わざるを得ません。

これらの状況を踏まえ、今後の障害者支援施設等の整備方針について、知事の考えをお伺いします。

次に、観光振興についてお伺いします。

現在、観光振興については、多くの自治体で交流人口の拡大や地域活性化のキーワードとして、多様な媒体を活用した国内外への情報発信による誘客など、積極的な取り組みを行っております。国でも、二〇〇三年四月から、国土交通省が中心となってビジット・ジャパン・キャンペーンを進めております。二〇〇三年に日本を訪れた外国人旅行者は五百二十一人でしたが、二〇一三年には一千万人を超え、二〇一六年には二千四百四万人を記録し、二〇二〇年の東京オリンピック開催年まで

に「四千万人」を目標に掲げ、インバウンド観光を促進させています。自治体における観光振興の目標は、観光客数や宿泊者数、あるいは旅行消費額の増加であると認識しておりますが、多くの自治体において観光客の増減のみに一喜一憂しているように思われます。

しかしながら、観光客数は一つの指標ではあるものの、それを増やすだけでは不十分であります。地域の活性化とは地域の潤いであり、観光客が増加しても地域に利益をもたらさない、消費があっても利益が上がらないのでは、観光が地域活性化を牽引することはできません。地域がもうからなければ、観光振興が継続され、まち全体が観光振興に取り組みようとする機運は生まれてこないと思います。そのためには、まず地域が一体化することが重要であり、自治体、観光協会、商工会議所・商工会、一次産業関連団体など、観光によって地域振興を図る、あるいは恩恵を被る主要団体・組織が一丸となって、事業の一本化・共同化、連携を図ることが必要であると考えます。このことから、県においては、地域振興局が主体となって観光振興の役割を果たすことが、様々な地域資源の活用や地域連携という面からも必要であると考えます。また、自治体職員は定期的な人事異動があるため、本来継続性が必要とされる観光行政が、担当者により温度差が生ずることも懸念されることから、各市町村で活躍している地域おこし協力隊も活用すべきだと思います。私は、観光振興の目的は、「地域の潤い」であると考えております。

そこで知事にお伺いしますが、観光産業は、ホテル・旅館業、交通業、旅行業を中心とした複合産業となっておりますが、秋田県独自の指標で「地域の潤い」を表すことができないでしょうか。また、もう一点は、観光戦略課・観光振興課と地域振興局との役割と予算を見直し、地域振興局の事業を強化できないかお伺いします。

次に、白神地域における観光振興の方向性についてお伺いします。白神山地は、一九九三年十二月十一日に世界遺産登録され、今年で二十五周年を迎えます。世界遺産の登録は、観光地であるからではなく、

人の影響をほとんど受けていない、原生的なブナ天然林が広大に広がっていることが世界的に評価されたためであり、その中でも特に林道などの整備が全く行われていなかった中核地域が世界遺産に登録されています。また、白神山地からは、発酵力が極めて強い酵母である新しい酵母菌「白神こだま酵母」が発見され、パン製造に幅広く活用されているほか、乳酸菌「作々楽（ささら）」が鶴形そばに使用され、製品化されています。白神山地が寒冷な気候で、ほとんど人が入り込まなかったため、独自の生態系を保ち、このような菌が生存競争を勝ち抜き、生きてきたと思われれます。

この自然環境と生態系を自然のままに委ねて未来永劫良好な状態に保ち、後世に引き継ぐことは当然であります。一方で、これまで関係自治体を中心に白神の知名度を生かして様々な誘客活動を展開し、交流人口の拡大や地域経済の活性化に取り組みできました。しかし、この世界遺産地域への入り込み客数は、他の遺産地域と同様に減少傾向にあります。今年、二十五周年の節目に当たり、県としても関係自治体等と連携し、様々な取り組みを進めることと思います。東アジア最大級のブナ原生林と、そこでの生態系の保護を中心とした活動も大事ではありますが、もっと観光コンテンツとして活用し、誘客に積極的に取り組むべきではないでしょうか。白神地域における観光振興の方向性と戦略について、知事の考えをお伺いします。

次に、能代産業廃棄物処理センターについてお伺いします。能代産業廃棄物処理センターの環境保全対策の基本は、汚染水の汲み上げではありますが、同時に、汚染原因の徹底解明とその除去が必要です。このことは、常に念頭に置くべき大切なことでもあります。それは、的確な情報は的確な対策に直結するからであり、また、土壌を汚染する有害物質の除去は、土壌浄化の促進につながることが明白であるからであります。初期の処分場、中でも第二処分場及びその周辺は、当初からいわゆるつきの場所であり、廃油入りドラム缶の徹底除去は根本対策の一

つであることは改めて申し上げるまでもありません。今年度の掘削作業の結果、作業を中断するまでの間に四百本を超えるドラム缶が新たに発見されました。コンサルタント業者に委託した事前調査では三本、事業計画では十本との想定でありました。汚染原因調査として行ってきた、前回の平成十七年、十八年のボーリング、電気探査、地震波の測定、さらには、今回の平成二十五年、二十六年のボーリングなどでも、ドラム缶の有無とその規模をしつかりと把握することができませんでした。これは、十年前と調査技術がそれほど変わっていないことの証左かと思いますが、事前調査に基づく本事業計画と現状の乖離、このことは認めざるを得ない事実です。早々に当初の事業計画を修正し、残したドラム缶の除去作業を再開することが必要と考えます。

今後の徹底除去に向け、その作業日程と事業計画修正の検討状況、除去作業に係る事業費の追加措置と事業再開時期についてお伺いします。以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

●副議長（竹下博英議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君） 登壇】

●知事（佐竹敬久君） 薄井議員の一般質問にお答え申し上げます。

まずはじめに、地方財政計画と地方交付税の確保についてであります。平成三十年度の地方財政計画では、前年並みの一般財源総額が確保されておりますが、その内訳は、地方税や地方譲与税について伸びを見込む一方、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は減少しております。本県の場合、交付税の算定基礎となる基準財政需要額が人口の動向に連動して減少することから、地方消費税清算金を含めた税収は増加するものの、それ以上に実質的な地方交付税が減少し、一般財源総額が昨年を下回るものであります。

これまで、国の「経済・財政再生計画」に基づき、地方の一般財源総額は一定の水準が維持されてきましたが、平成三十一年度に向けて見直

しが行われる見込みであり、国の財政再建の議論と併せ、地方における基金残高増加を背景に交付税削減等の議論の本格化が予想されるなど、地方財政を取り巻く情勢は今後一段と厳しくなるものと考えております。

また、税財源の首都圏への偏在が顕著となっているほか、交付税の算定に当たり、例えば人口減少に対する「取り組みの必要度」から「取り組みの成果」へと配分が一部シフトされるなど、都市部と地方の間で財政格差が拡大する傾向にあります。このため、まずは地方の一般財源総額の確保に向け、地方六団体が一体となって国に対し強く要望するとともに、人口減少等の課題に対し懸命に取り組み多くの自治体と、「地方の創生なくして国の発展なし」との理念を共有し、都市部と地方間の財政格差の是正に向けた働きかけを強めてまいります。併せて、社会保障、防災・減災など県民生活の安定や、本県の成長・発展に向けた歩みをとめることのないよう、歳入歳出の見直しによる財源確保などの行財政改革を徹底しながら、各般の施策を強力に推進してまいります。

次に、働き方改革について、公労使会議の成果と今後の取り組みでござります。

企業が働き方改革に取り組み、魅力ある職場づくりを進めることは、人手不足への対応や人材の定着はもとより、若者や女性、高齢者など多様な人材の活躍につながるものであります。しかしながら、県内にはいまだ取り組みの必要性が浸透しているとはいえず、実践に当たっては、具体的な手順等が分かりにくいいため、適切な情報提供が必要であると考えております。

秋田県公労使会議においては、働き方改革の意義・必要性等の普及啓発や実践手法のサポート、収益力向上による待遇の改善、就労環境整備等による女性の活躍支援などについて、幅広く議論が交わされたところであります。こうしたことを踏まえ、これまでの取り組みを着実に推進するとともに、来年度から新たに、地域振興局等に「働き方改革推進員」を配置し、個別の企業訪問を通じた普及啓発等を行うほか、セミ

ナーの開催や専門家による支援などにより、企業の実践的な取り組みを後押ししてまいります。さらに、仕事と家庭の両立支援や女性の活躍にに取り組む企業をサポートするワンストップ窓口を設置するとともに、アドバイザー派遣を行うなど、働き方改革を積極的に促進してまいります。次に、教育現場における取り組みについて、教育環境の整備に対する財政措置でございます。

本県では、小・中学校における少人数数学習を推進し、必要な人員の配置を拡充しており、平成二十一年四月に知事に就任以降、県単独で約五十億円に上る予算を措置してきたところであります。これらの取り組みを進めてきたことが、本県の児童・生徒における全国トップレベルの学力維持につながるとともに、教員一人の受け持つ業務量が少なくなるなど、学校現場における業務改善に一定の効果をもたらしたものととらえております。こうした成果を踏まえ、来年度からは、高等学校にも少人数学習を導入し、質の高い授業の展開と学校における業務改善への支援を段階的に拡充してまいります。

また、これまで行ってきたスクールカウンセラーなどの外部人材の活用に加え、教員の補助的な業務を行うスクール・サポート・スタッフの小学校への新たな配置などを通して、教員の教科指導以外の業務負担を軽減し、長時間労働の是正を図ることとしております。

今後も、第三期ふるさと秋田元気創造プランに基づき、教育環境のさらなる整備に向けた予算の確保に努めてまいります。

次に、障害福祉政策でございます。

国では、障害の有無にかかわらず地域とともに生活できる社会の実現に向けて、障害者が施設から地域へ移行する施策を進めており、県や市町村においても、この方針に基づき障害福祉計画を策定し、必要な障害福祉サービス量を確保していくこととしております。現在策定中の計画では、平成三十二年度に県内施設入所者の約四％が地域移行することを目標とし、障害者が地域で生活するための受け皿となるグループホーム

を整備するほか、「親亡き後」を見据え、緊急時の受け入れや相談等の機能を備えた地域生活支援拠点を、全ての圏域に整備するなどの施策を進めてまいりたいと考えております。

障害者支援施設の入所定員については、サービス量の需要推計において将来的にも十分なものと見込まれておりますが、一方で、障害の重度化や高齢化に伴う支援において、入所施設の果たす役割は依存として大きいことから、老朽化した施設や旧基準により居室床面積が狭い施設については、改築や大規模修繕により、入所者の生活環境の改善が必要でございます。このため、入所施設を含め障害福祉施設の計画的な整備に向け、引き続き、全国知事会等を通じて、国に対し必要な財源確保を強力に働きかけてまいります。

なお、今年度計画された事業については、国の当初予算では一部しか採択されず、大変厳しい状況にありましたが、他の補助金等の活用に加え、今般の国の補正予算により、おおむね整備が図られる見通しとなっております。

次に、観光振興について、地域における取り組みの強化等についてであります。

観光による地域活性化は、その地域を訪れた旅行者の宿泊や飲食、お土産品の購入などの消費活動に加え、そこに暮らす方々との交流や様々な体験等を通じてもたらされるものであります。このため、その評価に当たっては、延べ宿泊者数、観光地点等入り込み客数、観光消費額等の各種統計データや地元事業者の景況感などを勘案し、いわば「地域の元気度」を個別に判断することが一般的となっております。

御提案の「地域の潤い」については、観光による地域活性化をイメージする言葉としてはふさわしいと思われませんが、様々な受けとめ方があることから、指標としてどのような形で表すことができるのかについて、今後研究してまいりたいと考えております。

また、観光分野における地域振興局の役割は、市町村はもとより、地

域おこし協力隊を含めた幅広い分野の関係者の力を結集して、地域に埋もれた観光コンテンツの掘り起こしや磨き上げなどに取り組み、広域的な観光誘客を図っていくことにあります。山本地域振興局を例に挙げますと、能代市、藤里町、三種町及び八峰町の四市町が進める地域連携DMOの設立に向けた動きを支援し、白神山地の周辺地域が一体となった観光地域づくりを目指しているところがあります。

県としましては、地域振興局が地元市町村から求められる役割を十分に発揮できるよう、引き続き、体制の確保に努めてまいります。

次に、白神地域における取り組みの方向性でございます。

白神山地における生態系保護の基本的な考え方は、原則として人の手を加えず、自然の推移に委ねることであり、特定の生物や人為的活動等が生態系に著しく悪影響を及ぼす可能性がある場合には、これらの影響の緩和や生物多様性の保持等に有効な対策を講じることとしております。こうしたことから、白神山地の観光誘客を図る上では、自然環境の保全に最大限配慮しながら観光資源として活用していくという、保全と利活用の調和の視点が必要であると考えております。

県では、白神山地の価値や魅力を一層分かりやすく伝えるため、講習会等の開催により白神ガイドの育成を進めてまいりましたが、来年度は、県独自の認定ガイド制度を創設し、人と自然との仲介役として幅広い知識や技術を有する白神ガイドのレベルアップを図ることにしております。

このような中、今年度は、白神山地が世界自然遺産に登録されてから二十五周年の節目の年となりますので、その魅力と保全の大切さを伝えるエコツアーリズムイベントや、首都圏において白神ガイドによるトレッキングツアー商品の販売プロモーションを行うなど、登山愛好家等をターゲットとした観光誘客にも取り組むこととしております。

白神山地は、広大な原生林が世界共通の遺産であると認められた貴重な資源であり、観光利用に一定の制約があることはやむを得ないものがあります。今後、世界自然遺産に指定されていない周辺地域において、

地元市町村や関係団体等とともに、観光コンテンツの掘り起こしや磨き上げに努め、エリア全体としての観光誘客の拡大を図ってまいります。

次に、能代産業廃棄物処理センターについてであります。

センターの環境保全対策については、産廃特措法の実施計画に基づき、敷地全体を遮水壁で囲み、周辺への汚染拡散を防止するとともに、汚染水の汲み上げ処理を基本に進めており、これにより周辺環境の浄化が図られてきております。今年度、実施計画には基づかないものの、地元の要望を踏まえて行った支障物掘削撤去工事については、予定範囲の掘削を終え、優先的に処理が必要な掘削済みのドラム缶や土砂を年度内に外部へ搬出し、処分することとしており、それ以外の掘削済みのドラム缶等についても、平成三十年年度から三十一年度にかけて同様に処分したいと考えております。

引き続き、これまで強化してきた汲み上げ処理を基本とする環境保全対策を着実に実施していくこととしておりますが、住民団体からは、実施計画にはない第二処分場全体の掘削について要望されており、今後、これにどのように応えていくかについては、過去の調査結果も踏まえ、効率性や効果などの観点から専門家の意見を伺った上で、地元と十分な意見交換を図りながら検討してまいります。

以上でございます。

【教育委員会教育長（米田進君）登壇】

●教育委員会教育長（米田進君） 薄井議員からのご質問にお答えいたします。

はじめに、多忙化防止対策の検討状況についてであります。全国的な問題となっている教職員の長時間労働については、本県においても昨年十月に教育庁内関係各課で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、二〇一〇年に策定した「教職員が実感できる多忙化防止対策」の見直しを行っており、市町村教育委員会、校長会、PTAなど関係団体からも意見をいただきながら、方針や一層効果的な改善策について検討を重ね

ているところであります。

これまで行ってきた取り組みでは、会議、研修の見直しや調査物の簡素化など、一定の改善が図られたものと考えておりますが、部活動休養日については未だ課題が残されているものと捉えており、週当たり二日設定することを市町村教育委員会へ提示し、遵守されるよう働きかけてまいります。また、各課で推進している事業や業務の削減に関しましては、一律に数値目標を設定することが難しいため、個別の事業ごとに削減項目や削減内容を検討しているところであり、今後も事業内容の見直しや改善を図り、教職員の負担軽減に努めてまいります。

なお、新たな取り組みとして、学校閉庁日の設定を考慮しており、県立学校においては来年度から実施し、小・中学校についても、市町村教育委員会へ提案してまいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、市町村や学校に対し、それぞれができることを主体的・積極的に実行していくことを呼びかけるとともに、関係団体との情報交換や共通理解を図りながら、今後も、教職員の負担軽減につながる働き方改革を推進してまいります。

次に、小・中学校における長時間労働の改善についてですが、御指摘のとおり、学級担任制が基本となる小学校においては、教員の持ち授業時数が多く、それが長時間労働の要因となっていることは認識しております。

本県では、個々の児童に応じた教育活動を行うため、小学校の全学年で少人数学習推進事業を展開してまいりましたが、学級規模が小さくなることにより、成績処理などに必要となる時間が軽減されるという効果もあると考えております。また、国の加配を活用し、学級担任を持たない教員を増員したり、事務職員を増員し、教員の事務作業を軽減したりするなどの取り組みや、スクールカウンセラーなどの専門スタッフの配置の充実に努めてまいりました。さらに、来年度から児童数の多い小学校に、教員の補助的な業務を行うスクール・サポート・スタッフを配置

し、教員の負担軽減を図っていくことしております。

今後も、人員配置の充実と業務量の削減の両面から検討を重ね、教員が児童への指導や教材研究などに力を注ぐことができる体制の整備に努めてまいります。

次に、中学校における部活動のあり方についてですが、部活動指導員の配置については、国が策定予定の「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」の遵守が前提となることから、その動向も踏まえつつ、引き続き検討を深めていく予定であります。併せて、適正な部活動の指導体制の改善として、国のガイドラインの内容を踏まえ、運動部活動顧問や外部指導者を対象に、適切な運営や効果的な指導等に関する研修会を開催するとともに、活動時間や休養日の設定などを盛り込んだ「運動部活動指導の手びき」を改訂し、適切な運営がなされるよう取り組んでまいります。

次に、全国学力・学習状況調査に関する業務改善についてですが、解答用紙は、国が調査実施後に回収することになっており、児童・生徒の解答状況を詳細に把握するため、本県のほぼ全ての学校で回収前にコピーを取っているものと認識しております。

本県では、全国学力・学習状況調査等の結果分析に基づく各学校の学力向上の取り組みを支援するため、ウェブサイトを利用した学力調査集計分析システムを構築しています。このシステムでは、児童・生徒の解答状況を入力することにより、自校の学習状況の把握や分析を行い、学習指導の改善と充実を図ることができるようにしております。各学校での入力には任意としておりますが、平成二十九年度は小学校で約九五％、中学校で約八五％の学校が入力を行っており、システムを有効に活用していると考えております。

御指摘のありました費用や作業時間についてですが、単価が学校ごとに異なるため、費用の総額は把握しておりませんが、解答用紙のコピー代は児童・生徒一人当たり三十円から四十円程度になるとわれ

ます。また、採点や入力などの作業時間は、児童・生徒一人当たり十五分程度と想定されますが、各学校では、自校の児童・生徒の学習状況の共有を図る観点などから、作業や職員で分担して行っているものと捉えております。

各学校が早期に採点を行うことは、自校の児童・生徒の解答状況を把握し、次の指導に生かす上で有効な手立てであり、学校が行う教育の成果や課題を検証する前提となるものであることから、国の結果公表の時期にかかわらず、各学校がシステムを有効に活用することは、県全体の教育の充実につながるものと考えております。

以上でございます。

- 一番（薄井司議員） 今の教育長の答弁に対して質問したいと思います。このプロジェクトチームですが、昨年の九月に設置され、いろいろ検討をしてきているという御報告がありました。こういったプロジェクトチームのメンバーについて、まずお聞きしたいと思います。

【教育委員会教育長（米田進君）】

- 教育委員会教育長（米田進君） 庁内のプロジェクトチームということで、当然、義務教育課、高校教育課、そして特別支援教育課、そして保健体育課、それから総務課が元締めのような感じです。そういう課の関係の指導主事、管理主事等が入って検討しているということです。

- 一番（薄井司議員） この中で、全庁ということですが、どの課でのリーダーシップをとっていますか。

【教育委員会教育長（米田進君）】

- 教育委員会教育長（米田進君） 総務課の方でございます。七階の総務課です。

- 一番（薄井司議員） わかりました。そうすれば、総務課の方でいろいろな横断的なやりとりをしているということと認識しました。今、このプロジェクトチームが、この後どういったことを検討をして、どういった作業手順を進めていくのかお伺いします。

【教育委員会教育長（米田進君）】

- 教育委員会教育長（米田進君） まず、喫緊の措置として、そうですね、例えば先ほど申し上げました学校閉庁日等に関しては、もう四月から行いたいということで、三月中に県立学校に対しては通知等を出したいと思えますし、併せて、小・中に関することに関しては、市町村の教育委員会の方にも働きかけ、実施してもらおう方向でお願いするという方向とかなですね、それから、運動部活動に関しては、部活動の休業日、今までも指導手引き等で示しているのですが、なかなか実行されないというふうなことで、その辺に關しましては、この後またスポーツ庁から三月下旬までにガイドラインが出ます。それをもとに、また県の方でもつくり、それをまた市町村の方でもまたそれを受けてつくり、また学校でもまたつくるというふうな、そういうふうな流れになっておりますので、そういうふうなことを受けて、我々の方からいろいろ示して、学校の方で実行していつでももらうように、それから併せて各団体の方も色々かわってきますので、それらとも話し合いをしながら進めてまいりたいというふうな考えております。

- 一番（薄井司議員） わかりました。ただですね、今、この働き方改革、全国的に注目されております。国会の方でもいろいろな議論がされておりますけれども、県の方の秋田県公労使会議の中でも課題があって、それで今いろいろその課題に対して対応をしているところだというふうな認識しておりますけれども、究極は、この学校教職員の時間数が減る、減らすというのが多分大きな課題だと思っております。例えば、今回提案された学校の閉庁日を設けることによって、業務量が減らなければ閉庁しても余りそういう成果が出ないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【教育委員会教育長（米田進君）】

- 教育委員会教育長（米田進君） ということで、その業務量等を減らすことと併せて、しっかり休む時間を設けるといふふうなこと、当然両方

考えていかなくはないことであり、当然我々としては業務量そのものも減らす、あるいは我々以外からのいろんな調査物もあるということも事実ですので、その辺は外部にもいろいろ呼びかけて、考慮してもらおうようにお願いしてまいりたいと考えております。

● 一番（薄井司議員） 私、能代山本管内三十二市町村の小・中学校をちよつと訪問して、色々校長先生はじめ関係者の皆さんからお話を伺いしました。この中で、ある校長先生は、やはり独自のやり方をしてちゃんと時間を減らすような取り組みをしております。こういうことは、大変私はすばらしいことだなというふうに思っています。帰ってきましたが、これがどうして、何かこういうやり方が全県、県全域にそういうようなやり方ができないのかなという疑問を持って帰ってきたところでありますが、そういった吸い上げとかそういうものは、このプロジェクトチームの中でやっているのかどうか、それについてお答えいただきたいと思えます。

【教育委員会教育長（米田進君）】

● 教育委員会教育長（米田進君） 今お話があったように、まず一番身近なところでいろんな判断をして、業務等を減らす、あるいは、いわゆる残業をゼロにするという判断を、まず校長がやるべきであると私は思っています。市町村によって、それぞれ学校によってまたその足並みがそろわないというふうな事実はあるということは認識しておりますが、我々としては、今度の五月になりますけれども、毎年行っております全県の市町村教育長・教育委員長会議で、今度の会議では教員の多忙化、教職員の多忙化をいかに軽減するか、多忙の状態を軽減するかというふうなことをテーマとして、またいろいろ話し合いをする予定であります。その中で、その市町村の教育委員会を通して、また各小学校、中学校の方にしっかりと指導していただくということを、それをまず基本に考えていきたいというふうに考えております。

● 一番（薄井司議員） わかりました。それともう一点、全国学力テスト

の件ですが、これは実際実施されて有効であるというふうに先ほど教育長から答弁がありましたけれども、有効であるのであれば、例えばこれ義務化するとかそういうことは考えないのか。何かこの業務が非常に曖昧なような感じがします。何か曖昧していて効果があつかいというのは、私はちよつと、ますますその業務に、教職員の方に負担がかかるのかなというふうに思っております。できるのであれば、こういった業務に関しては、委託するなどする方法を検討するべきではないのかなというふうに思っております。

【教育委員会教育長（米田進君）】

● 教育委員会教育長（米田進君） 学校の教員の一番大事な役割は、自分が教えている児童・生徒の状況を自ら把握すること、直接把握することが大事なことでないかなというふうに思っています。そういう意味から、できるだけ早く子供たちの様子を、学力テストに関してはその状況を把握して、そして、できるだけ早くその後の指導に生かしていくというふうなことは、やっぱり大事でないかなというふうに我々は考えている。ただ、色々な声があるというふうなことで、はっきりやらなければいけないというふうなことではなくて、任意にしているということは、それははっきり伝えて、そこははっきり逆に伝えているということになります。

● 一番（薄井司議員） まずわかりました。そうすれば、知事にちよつとお伺いしたいのですが、今、教育長からいろいろ答弁ありました。財政面でも、五十億円を超えるそういう予算が措置されているということですね。秋田県の公労使会議、いろいろやっております。この県として一生懸命やっている、その最高責任者である――働き方改革の最高責任者である知事として、教育現場が非常に労働時間が増えている、あるいはそういう状況にあることに対して、どのように教育トップ、全国日本一のトップの教育県としてのあり方についてどのように考えるか、お伺いしたいと思えます。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 教育現場が大変複雑なこの社会情勢の中で、私も、これはなかなか私も実感的にはよくわかりませんが、私も、私の時代では、議員の時代も同じようだと思いますが、まず余り学校で細かいことは先生に、ゴミみたいなことは先生に余りいかなかったですけども、今は全て先生のところに行くということで、大変そういう社会的風潮の中で忙しいということは十分承知してございます。そういう中で、少なくとも個別の事務作業の補助のようなものについて、これは知事会でも要望して、今回文科省の方でサポートスタッフ、これが予算化され、本県においても大規模校に一定の配分、その人員が配置されるということになってございます。ただ、やはり風潮として——これは余り言うともた問題発言になりますので、風潮として、やはり学校の先生を信頼しつつ、余り学校には保護者が口を出さない。で、自分の子供のことにについては、やはり保護者も自分の方で一定の責任を持つという、そういうふうな風潮が昔はあったわけでございますが、今はそういう時代でないかもしれませんが、かなり細かいことに口を出すという、そこら辺が根本的な問題ではないかと。これに全て応ずるということは学校でも無理でございますし、財政的に全てこれをやろうとしても、なかなかそんな簡単にはいきません。そういう中で、全体の風潮として、先生の方の質も——先生も頑張ってもらわなければならないが、やはり全体の風潮をですね、教育というものの原点、ここら辺を踏まえることが一番の要点ではないのかなと。よくわからないような答弁ですけども、私のときに、昔はですね、先生は勉強を教えればあと終わりです。それで終わりです。あとは自分の責任です。ですから、そこら辺をですね、最近——あとこれ以上しゃべりませんが、どうも何でもかんでも学校に持っていくという、これがどうかというそういう疑問があります。以上です。

●一番（薄井司議員） 最後にしたと思いますけれども、今年、大変

ショックな記事が地元紙に掲載されておりました。四年間で五人の職員が自殺したという記事です。これ自治体職員です。そして昨年一年で三名の自治体職員が亡くなっています。学力日本一をうたっている秋田県の職員の教職員職場が、このような状況になるとは思いませんけれども、大変同じ仲間として悲しいと思っておりますので、こういうふうにならないように是非していただきたいと思えます。教育長の答弁をお願いします。

【教育委員会教育長（米田進君）】

●教育委員会教育長（米田進君） うちの方の職員の健康が第一でありますので、それはまず健康ファーストということで万全の策をとってまいります。

●副議長（竹下博英議員） 一番薄井議員の質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時五十三分散会